
平成26年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成26年12月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成26年12月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 4番、中野義信でございます。それでは、早速でございますけれども、質問に入らせていただきます。

まず最初に、ふるさと納税——ふるさとうきはの「まごころ寄付」ということについてお尋ねをいたします。

生まれ育ったふるさとや大好きなあの町を応援したい、そんな思いを形にするために、都道府県、市町村に寄附を行った場合、移住地の市町村民税や所得税が一定の限度まで軽減される制度が平成20年にスタートしております。うきは市の取り組み及び実績など、今日までの経過をお尋ねしたいと思います。

次に、2点目に、25年度から大きく寄附額が伸びております。今後の取り組みと市職員、議員への協力働きかけをどのようにされているのかということでございます。

なぜ、このような質問をしたかということ、さきの議会報告会の中で市民から、ふるさと納税の市職員、議員の取り組みについて、出席議員一人一人の発表を要求されたことがあります。私自身も、ふるさと納税制度については、市の、広報うきはとかに載っておりますので見ておりました。

たけれども、実際にそのことについて熟知してない面もあるし、それについて推進とか取り組みとか、そういったことは行っておりませんでした。

それで、例えばその質問の中で、特にうきは市外の友人、知人、親戚等をお願いをしておるのかと。また、特に意見の中で、市外に住んで市役所に勤務されておる方、そういった方について、どのように協力の呼びかけをしているのかということを探ねられたわけでございますので、そういった今までの経過と、そういった協力依頼ですね、市職員なり議員なり、そういうことについて、まず、お尋ねをしたいと思います。どうぞお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、ふるさと納税について2つのお尋ねをいただきました。

1点目の、ふるさと納税の平成20年から今日までの経過についての御質問でございますが、初年度の平成20年度につきましては、件数が12件、金額が38万1,500円でありました。納税者への記念品としましては、エコバッグ等を送らせていただいております。

以降、続けて申し上げますと、平成21年度が7件で88万5,000円、平成22年度、6件で14万円、平成23年度、7件で61万5,000円、平成24年度、20件で94万1,100円、そして、平成25年度、34件で135万5,000円であります。平成26年度につきましては、10月末時点で件数が88件、金額は123万円となっております。

平成24年度は件数及び金額がふえておりますが、これは九州北部豪雨災害に係る寄附がふえたためと推測をしているところであります。また、平成25年度は納税者への記念品の種類をふやし、2,000円相当の品、20品目より選択できるようにいたしました。さらに、本年度につきましては、11月より、ふるさと納税の制度をリニューアルし、ポイント制度の導入、記念品額の増額、記念品数の増加を行っております。この結果、11月30日の時点の数字となりますと、11月の1カ月だけで納税件数が492件、納税額が1,284万7,000円と大幅に増加をしております。

それから、2つ目のお尋ねが、今後の取り組みと市職員、議員への働きかけの状況についての御質問でございますが、市職員に対しては、管理職会議の場において、ふるさと納税の資料を配付し、周知を行っているところであります。議員の皆様に対しては、8月の全員協議会で、これまでの経緯、実績、主な制度変更点、今後のスケジュールについて説明をさせていただきました。また、さきの9月議会におきましても、ふるさと納税に係る補正予算について御審議をいただき、可決をいただいたところであります。今後とも、市職員はもとより、議員の皆様にも御協力をいただきながら、ふるさと納税制度の周知及び利用促進を進めていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 確かに全員協議会の中で一応そういったお話は聞いておりますし、今年度から新しいパンフレットも担当者のほうで立派につくっていただいております。内容を見ますと、やっぱりポイント還元ということで、一面では納税のほうもプラスになると思いますけれども、こういった農産物が——うきはの特産物がやっぱり出ていくことにも非常に有意義であるというふうに思われるわけでございます。

それで、今後そういった、やっぱり職員なり議会なりが一体となって、一つ一つの事業に取り組んでいるかということをお市民は言うたんだろうと私は思います。特に今、職員数が全体でこれくらいおって、その中で市外から来られておる方がどのくらいおるのか、ちょっとその辺のところもお尋ねしながら、特にその質問の中では、市外から来ておる方の協力度というようなものを言われておりましたものですから、そこら辺をいま一度、回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、私どもの職員で市外から通勤している者も多数いらっしゃいます。そういう職員も含めまして、職員全体に対して、ふるさと納税制度のいろんな説明会を行ったり、周知を行っているところでございます。

きょう現在の納税額、ちょっと確実に把握してませんが、間違いなく今年度で1,500万円は超えております。このように急激に伸びてますので、このリニューアル化とあわせながら、いま一度また職員等にも協力の呼びかけをして、しっかりした対応を図っていきたいと、このように思います。

やはり1,500万円の数字の多さもさることながら、今回のリニューアルの1つの方策として、記念品を寄附額の半分はお返しをするというようなことも、こういう効果の1つに挙げられるのではないかなと思いますが、やはり、この半分の分は全て、うきは市内の特産品を全国に発送しているわけですから、相対的にこれは、地域経済に与える影響というのは大きなものがあります。そういう経済の好循環そのものでございますので、そういうこともしっかり含めて、職員のほうにもまた協力を呼びかけたいと、このように思っておりますので、議員各位におかれても、ぜひともこの制度を承知していただいて、一層の御協力をいただければ幸いです。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ふるさと納税については、全体的な事業の中では小さいというふうに——決して大きい事業じゃないというふうに思いますけれども、ただ、市民から見ますと、先ほども言いましたように、一体感でやっておるのかということが、そういうふうな目で見るというふうに感じましたので、今後の事業についても、そういうふうなことで進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2番目に、姫治地区の小学校の今後の運営についてということでお尋ねをいたします。

姫治地区の妹川・小塩・姫治小学校の児童数減少に伴う今後の学校運営について、どのように指導しているのか。教育長の考え、指導についてお尋ねをしたい。

少子化によりまして、市内の小・中学校はもとより、全国的にも児童数は年々減少中でありま
す。このような流れの中で、姫治3校の平成27年度の児童数の予定は、全校児童で小塩小学校
20人、姫治小学校9人、妹川小学校16人と聞いております。前回質問の、私が9月にしまし
た姫治地区の市営住宅の関係、これあたりも今まで功を奏しているんじゃないかなというふう
に思っておるわけでございます。

心配しますのは、5年後がどのくらいになるかというのは、もう大体、今それぞれ子供さんが
何名おるかということで、そこら辺のところはつかんでおるといふふうに思いますけれども、全
員協議会の中で教育長に今後の方針について確認したところ、3校長に今後のあり方を検討、指
示していると言われておりました。

あえて質問をいたしますのは、今回の議会報告会の中で、姫治地区の方は将来の子供のこと
について大変心配をされております。私は妹川と小塩の報告会に出席いたしました。妹川では、あ
る方が現に妹川に住んでいながら、友達が少ないということから、住所だけ移して他校に通っ
て、送り迎えをしているということに対しまして、議会としてどう思うかというような質問が出
ておりました。

教育長については、中身は御存じだと思いますので、あえて名前とか、そういうものは出しませ
んけれども、小塩のほうでは、全体の意見ではないというふうに思いますけども、ある人が、早
く統合したほうがよいのではないかと。少ない学校で学び、中学校で急に大人数になりますと、
やっぱり生徒の中に入っていきのがなかなか難しく、孤立して、いじめなんかに遭うのではない
かという意見が出ておりました。新川のほうには私は行っておりませんが、そこでは小学校
がなくなると、いよいよ過疎化が進む。少ない学校でも基礎教育をちゃんとしておけば、どこに
行ってもいいと。教育は財政面だけで考えないでほしいということだったというふうに聞いてお
ります。このような意見があるが、教育長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 姫治地区の小学校運営についての御質問でございますが、教育委員会
では、平成21年度より山村留学事業、平成25年度より姫治地区小学校入学特別認可制度を導
入しました。

山村留学につきましては、今年度までに延べ26人の留学生が姫治小学校で学びました。姫治
地区小学校入学特別認可制度は、うきは市の姫治地区以外の校区から、児童が妹川・小塩・姫治
小学校に通学できる制度ですが、今年度この制度を利用して小塩小1年生に1人が通学していま

す。また、小塩小については、今年度1年生6人が入学いたしましたので、1・2年生の複式学級が解除になっております。しかしながら、来年度、姫治小学校は新1年生の入学生がいないと。学校に配置される県費負担教職員数が3名減になり、厳しい状況であります。

本年度4月に姫治地区の3校の校長に対しまして、児童数が減少する中での学校運営をどうするかということを検討するよう指示し、毎月の校長会の後で報告と協議を行っています。また、姫治地区小学校だけではなく、うきは市立小・中学校再編の今度の方向性について、うきは市立小・中学校再編庁内検討委員会を設置し、検討いたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 10月28日付の日本農業新聞にショッキングな記事が出ておりました。大きな見出しで、「小・中学校5,000校を削減指示。教育予算の抑制を狙う」と。サブタイトルとして、「地方創生逆行のおそれ」ということのでございました。現在の全国の小・中学校は3万校ということで、それを2万5,000校にということでございます。

また、同じ日の西日本新聞の見出しには、「小規模小学校を統合すると教職員1万8,000人減可能」ということで、これはもちろん財務省の発表の試算であったということで、文部科学省の意見ではなかったということでございますが、ただ、その新聞の記事のまとめとしては、農山村では学校地域づくりの核として位置づける現状であり、地域創生に逆行するなどの反発。学校の統廃合には過疎化に拍車がかかる。効率化の観点から統廃合を求める方針に対し、中山間の研究者や農山村から異論が予想されるということでもまとめてありました。

今後の運営のあり方については、いろんな形で検討する方法があると思います。私も、地域の方の意見も大切であるというふうに思いますけども、やっぱり特に保護者の意見として——保護者の意見、それから子供さんの意見というのが、やっぱりもっと大切じゃないだろうかというふうに思います。現に小学校を卒業されて中学校へ通っている生徒さんもおりますので、そういった方の意見も聞いてあげるなど、積極的に——委員会だけじゃなくて、やっぱり地域とか、そういったことのほうに目を向けてほしいなど。将来の夢と希望を実現させるための教育であるというふうに思います。

下村文部科学大臣は、財源論だけで国を誤るようなことはしてはいけないと反発しておるといふことも出ておりました。教育問題については、すぐに解決できる問題ではないというふうに思います。繰り返し繰り返し、地域なり保護者なり、そういった意見を聞いて検討していく必要があるというふうに思いますので、そこら辺のところは教育長として、どういうふうに考えておるのか、再答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が御指摘されました国のそういった動向については、私も承知い

たしております。

現在、小・中学校の標準学級数というのは、1学校当たり大体12から18というふうに定められております。これは学校教育法施行規則の中で定まっておるわけですが、それにつきまして、ただし書きがございまして、地域の実情により標準を下回る学校も認められているというのが法的な側面でございますので、国全体の動向の中もございましょうが、現実には、そういう法に基づいての運用が今、図られておるところでございます。

また、今、御指摘にありました保護者の御意見、あるいは子供たちの御意見ということでございますが、現在、設置しております庁内検討委員会の中で、今後に向けてのさまざまなスケジュールを検討する中で、当然そのような形での御意見をいただく場面というのも設定していくべきであるというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、そこら辺をやっぱり教育長として積極的に、地域なり保護者なり子供さんの、そちらの意見を主体的に聞いてほしいというようなことで、今後についてはお願いを申し上げます。

次に、3番目の質問でございますが、小塩、妹川予約制乗り合いタクシーについてでございます。

西鉄バスの妹川・小塩線の定期バスが廃止になりまして、10月1日から乗り合いタクシーが運行され、2カ月が経過しております。利用者数はどうなっておるのか、利用者の意見はどうなのか、そういったことについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの小塩、妹川予約制乗り合いタクシーについて、乗り合いタクシーの利用者数、利用者からの意見についての御質問であります。西鉄バス本宮線及び笹尾線の廃止により、平成26年10月より、小塩、妹川予約制乗り合いタクシーを開始いたしました。

利用者数についてですが、10月におきましては、運行を行っていない日曜、祭日を除く26日間で、小塩地区が74人、妹川地区が83人、11月におきましては、同じく日曜、祭日を除く23日間で、小塩地区が75人、妹川地区が73人の利用となっております。

利用者の声としては、従来から当該路線を利用していた方より、「もともと私たちが主に乗って利用していました。この程度の便数が走ればよいのではないのでしょうか」という御意見もいただいております。また、従来バスが運行してなかった地域の方からは、「今までバスが来なかった地域なので、とても助かります」と、こういう御意見もいただいております。

以上であります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応2カ月がたちまして、そういった意見だということですが、私もやっぱりいろいろ、そういった地区の方から御意見を聞いております。

今までやっぱり幹線だけを走っておりましたから、小塩線では、白土、大持、楮原、牧の草ですか、そちらの方面が行けるようになったということなり、それで、時に牧の草の方については大変喜んでおったということでございます。それから、妹川地区についても、幹線だけでなくして、持木、内ヶ原ですか、のほうも対象になっておりますので、内ヶ原の方についても、やっぱり今までなかったものですから、一応、大変喜んでおられたということでございます。

今、意見の中に、今は車に乗りきると、今はですね。しかしながら、もういずれは、もう年けんで、車に乗りきらんごとなるということで、車の運転ができなくなって、どうせ利用させていただくようになると思うと。そういうことで続けてほしいということございました。

また、田籠地区の方からも意見なり電話があっておりましたが、今度は新川・田籠線もそげんなるとでねえかなというような意見が出ておりました。それで、とにかく利用してくださいと。今、新川・田籠線の定期バスをすぐにやめるという話はまだ聞いておりませんというふうに申し上げておりました。いずれにいたしましても、山間地は大きな問題を抱えておりますので、今後についての、こういったタクシーなり定期バスなりについて、特段の御支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、上水道整備計画についてでございます。

うきは市は、合併前の平成14年度——当時は浮羽郡3町ですかね、の、それぞれの議会の全員協議会の中で、筑後川系の最後のダムということで、小石原川ダムに参加水利権を求めたということで意思決定がなされて、その意思で小石原川ダムに参入するということが決定されたというふうに聞いております。

これは、小石原川ダムについて、そういった全員協議会で決められたということは、やっぱり行政の責任があるというふうに思いますが、さて、地下水の豊富なうきは市で今後、上水道事業を進めていく場合、接続率ですね、つまり、加入者がどのくらいになるかということが大変心配されるわけでございます、危惧されるわけでございます。加入者が少ないと、将来、市の財政が成り立たない重大な問題が考えられます。財政上の負担、特に市民の負担を明らかにし、市民アンケートの中で加入意思を問い、今後の進め方について方向性を出すべき時期が来ているというふうに思います。

ことしの9月1日から、広報うきはに「小石原川ダムだより」が連載で掲載をされております。うきは市の考え方を載せているが、内容は、うきは市では将来の水道需要を予測して事業を進めていますと。そのために、小石原川ダム事業に参画し、確実な水利権を確保しますと。それで、

平成31年度完成ということで進められておりますので、うきは市がそこに、ダムについて参加をするということで決められておりますので、ダムに対する工事金といいますか、それについてはもう、もちろん払わなければならないというふうに思いますが、広報うきはを見ておりますと、ずっと連載の中で、ダムの大きさ、規模、それからダムの水量、どうやって、うきは市に水が届くのか、完成の時期、いわゆる平成31年ですね、今後の上水道整備のスケジュールなど、市民にわかりやすく書かれております。

12月1日号に、市民の皆様を対象にアンケートを実施しながら、計画給水区域を設定し、料金の算定などを行い、水道事業計画書を策定して、認可の手続を進めますと。認可の申請を行うためには、まず、福岡県南広域水道企業団に加入する必要がありますということですが、やっぱりその前に議会対策をどのように考えておるのか、そこら辺をお尋ねしたいというふうに思います。

私、9月の一般質問の中で——その前に、6月の中で公開討論会という話をしておりましたが、それが8月の終わりにシンポジウムという形で市民の意見を出していただいたということでございます。加入意思を問うため、ぜひともアンケートをお願いしたいということも前回申し上げておったというふうに思いますが、これは市民のほうもアンケートに答えたら、やっぱり責任があるというふうに考えますが、特に問題となるのは接続率ですね。なかなか、このくらいじゃろう、このくらいじゃろうとって、いろいろ意見はあると思いますけども、下水道工事がまだ全部でき上がってないわけですけども、加入率が66%ということでございますので、下水道とは比較にならないというふうに思いますけれども、やっぱり接続率がどうなるかと、これはやっぱり市民の声なり、アンケートでないとわからないというふうに思います。

担当課と話をするとき、加入率で——加入者で負担金が変わるので、金額の提示は非常に難しいということも言われておりましたが、やっぱり何らかの形で数字を出さないと、アンケートをとっても私は意味がないというふうに思います。

周辺の自治体の1カ月に25立方メートルの使用した場合の——1世帯3人ですか、のことで周辺の自治体の料金が出ておりましたが、やっぱりそこそこによって、えらい金額はまちまちではありますけれども、最低4,104円から、最高5,650円ということになっております。これからの進めていく場合、工事をやるとすれば、やっぱり人件費とか資材も上がってくるので、やっぱり若干金額的には上がるということが予想されるわけでございます。

アンケートはもう、とられるということで12月1日号に書かれておりますので、ぜひともっていただきたいと思いますが、アンケートの対象はどういうふうに考えられておるのか——地域限定ですか、全戸を対象ですか。それから、姫治地区の場合はどういうふうに考えておるのかですね。簡易水道が引かれております千代久、西屋形、冠、八竜ですか、それ

から、市営住宅や県営住宅の一部で専用水道を利用されている、そこはどうかかなど、いろいろ範囲があるというふうに思います。

まず、アンケートの調査の範囲と料金について、さらには、先ほど言いましたように、水道企業団に加入する前に、議会対策をどういうふうに考えておるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの上水道整備計画についての御質問をいただきました。通告に従って、上水道整備に係る市民の負担と市民のアンケートについての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

上水道事業は、申すまでもなく、うきは市にとって重要な判断を伴う事業であります。とりわけ財政運営に係る検討は、特に重要な問題であると認識をしております。

市民の負担の件でございますが、水道事業を経営しようとする場合、水道法、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、的確性、実現可能性、経済性などの広い観点から水道料金を設定しなければなりません。具体的には、事業計画書を策定する中で、給水区域を設定し、区域内の給水人口と給水量を算出して水道料金を算定することとなります。水道事業の認可申請の際は、目標年度までの給水原価を算定し、この期間の水道料金設定の考え方と、その算出根拠が問われます。

今のところ、うきは市内の給水区域や目標年度などは設定しておらず、給水人口や給水量を算定できる段階ではございません。現段階では市民の負担についてお示しすることは時期尚早であり、慎重に取り扱う必要があると考えております。

市民の皆様へのアンケートにつきましては、現状の把握や将来予測に資する重要な判断材料となりますので、できるだけ早い時期に実施する方針で計画をいたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、大変重要なのは、やっぱりアンケートをとっていただく、これはもう、特にその中で、先ほども言いましたように、市民としてアンケートを回答する場合に、やはり、ただ加入しますか加入しませんかだけでは、どうもいかんと思いますので、やっぱりある程度、なら、金額は幾らかかると、そこら辺がえらい重要だというふうに思います。

皆さん方は、それは難しいというふうに言われるけれども、市民から見れば、金額はどのくらいになるのということは非常に重要なことだと思います。ですから、アンケートの中には、やっぱりそういった金額を、それはびしゃつとはいかんでしょうけども、概算でもやっぱり入れていただかんと、本当の意味でのアンケートにはならんのかなというふうに思います。

そしてまた、そのアンケートを基本にやっぱり今後進めていくということでない、工事は進めたが、加入者はなかったということになるような感じがいたしますので、そういったことになれば、市のいろんな事業はもうできないのじゃないかなと。例えば道路をつくったり、何をつくったりですね。ですから、そういったことを非常に私は危惧しておりますので、アンケートをとるということについてはもう今聞きましたので、その中身について、やっぱり今後、十分に検討をしていただきたいなというふうに思うところでございます。

せんだって総務産業常任委員会で、今こういった問題が出ておりますので、10月下旬に福岡県南広域水道企業団に視察に行きました。入り口はそう広くなかったわけですけど、中に入ってみると非常に広い敷地の中で、筑後川から引かれた水が、幾つもの水槽がずっとありますけれども、その中で沈殿設備、ろ過設備など、さまざまな行程を経て、水質検査も幾つもされた、そして、飲料水になっていく様子がうかがえたわけでございます。

説明の中で、小学校のプール10個分の水の中に目薬1滴を入れてもすぐに反応するような、そのような精度の高い検査器械が設置されているということにつきましては驚いたわけでございます。職員も30名ほどおられるということでもございました。安全でおいしい水の安定供給について24時間体制で対応していることを聞き、とても独自で行えるような管理運営ではないと。費用がなかなか賄えないのではないかとということを実感いたしました。

それから、企業団に視察に行った資料の中に、当企業団は水道法の適用を受ける水のみを供給しておりますと。したがって、工業用水道事業法に基づく工業用水のように、飲料水としての基準を満たす必要のない水の供給は行っておりませんとありますけれども、内容については、この文面から見ますと、工業誘致に上水道は関係ないというふうに感じました。

田主丸町の工業団地、ダイハツ工業まで送水管が来ているという話は聞いておりますけれども、ダイハツは、上水道には加入をしてないというふうに聞きました。それで、こちら辺については事務局のほうが詳しいと思いますので、それで、工業誘致と上水道、これの関係。何か工業誘致をするには上水道が必要だと、絶対必要だというようなことを聞いておりましたものですから、福岡県南広域水道企業団に行ってから説明を聞きますと何か違うようでもございましたから、そこら辺のところをどういうふうに感じておるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの工業用水についてのお尋ねをいただきました。

かねてから私は上水道の必要性を4点に絞って、議会、そして市民の皆様にお話をしてきました。1つは、今は地下水で足りているけども、将来を見渡したときに水質汚濁の問題が1点。それから、井戸枯れの問題が2点。3点が、工業誘致に影響がある。4点目が、防火用水上、ぜひとも上水道が必要という、こういう4点を強く市民の皆さんにも御説明をしてきました。

この企業誘致と工業用水ということでありまして、要は水量だと思っただけですね。大量に水を必要とする業種、製造業の場合については、上水道では非常に単価が高いもので採算が合いませんので、専用の工業用水ということで、全国を見渡してみますと、私立で工業用水を引っ張ってきている企業もあります。

しかし、企業の中には、そんなに大量に水を使わない企業がほとんどでございます。そんな中で、我々が企業誘致活動をやる中に当たって、いろいろなきは市の立地の利便性をずっとPRするんですが、どうしても上水道がネックになってまいります。もし上水道がないとなると、その企業がみずからボーリングして、土地カンもありませんので、どれだけの深さでどれだけの用水があるのか全然当てもない中に、自社でボーリングをしなくてはいけないという、そういう難点もあるわけでありまして。そういう面におきますと、企業誘致活動をするためには、ぜひともこの上水道がないとセールスポイントが薄まってくる、こういう認識を持っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 市長の答弁については、わからないわけでもないわけですが、実際的に田主丸のダイハツ工業については、恐らく職員とか、水を使うとについては自分でボーリングをしておるんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺のところはどういうふうに聞いてあるかですね。事務局のほうでもお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） お尋ねの田主丸に進出してますダイハツ九州の工業用水の考え方については、直接ダイハツのほうからお聞きした経緯がございませんので、また機会があれば、そういう視点でまたお尋ねもしたいなと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それは事務局方にも聞いてないわけですかね。市長はそれを聞いてないということですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 事務方のほうも私同様、そのことについて確認していることはないのではないかなと、こういうふうに承知をしております。

要は、何度も申し上げるようでございますが、やはり企業活動の中で水をどれだけ必要とするか、そこが大きなポイントであります。片や上水道と例えば工業用水、そして、みずからの敷地にボーリングをして地下水をくみ上げる、これは、おのずから単価が全然違ってまいります。やっぱり一番安く上がるのは地下水だろうと、こう思います。ダイハツは地下水をくみ上げているというふうには承知をしておりますけれども、どういう判断でどのように地下水に判断をしたかというのは、ちょっとまだお尋ねしてませんので、またダイハツのほうにも確認をさせていただきた

いと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、確認をすればいいわけですけども、こういった、やっぱり今、重要な問題ですから、そこら辺は積極的に尋ねるとか、そういうふうをお願いをしたいなというふうに思います。

あと時間が14分ほどですけども、先ほどのアンケートの問題、申しあげましたように、対象地域あたりはどれくらいアンケートを考えておるのか。全戸対象なのかどうなのか。そこら辺のところにつきまして、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まだ現時点では、アンケートの対象者を含めまして、その対象地域についても確たる判断は示しておりません。

今までのいろんな市民のアンケート調査の形態でいきますと、全部——全戸から抽出するとなると、なかなか物理的に大変なところがありますので、無作為抽出とか、そういう対応でやらせていただいているのが大半でございますが、そういう過去のアンケートのとり方もちょっとしっかり分析しながら、しっかりした対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ダムの完成が平成31年ということで聞いておりますが、やっぱり福岡県南広域水道企業団としては、早く加入についての報告を願いたいということが、この前、出ておりましたが、そういったことから見ますと、その前に、やっぱりぴしっとアンケートをとって、その対応について考えていかないと、それにはかなり期間がかかりますから——期間がかかる、ですから、早く具体的にアンケートの範囲とか金額とか、ただわからんということだけじゃなくして、決定して、この事業について、今後の大きな——うきは市にとって、これ以上の問題はないではないかなというふうに私も思いますから、そこら辺については早くしていただかんと、なかなか市民の声がやっぱり届かんのじゃないかなと。

どうも市長のほうは、もう早く進め、計画をして、早く福岡県南広域水道企業団にかたらないかんというような意向のようですけども、やっぱり早く市民の声を聞いてからの進め方でないと、私は今後、大変な問題になるんじゃないかなというふうに思いますので、またいろんな——アンケートの問題とか金額とか、それにつきましては、さらに今後、議会の中とか、こういった中でお尋ねをしながら、よりよい方向に行かないかんもんですから、そういったことでお願いをしていきたいというふうに思いますので、ただ、まだ調査してないとか、そういうことだけじゃなくして、積極的に情報の開示をお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、3番、熊懐和明議員の発言を許可します。3番、熊懐和明議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 3番、熊懐です。お許しが出了ので質問させていただきます。

1、うきは市の森林活性化について。

(1) うきは市山間部災害の原因の1つと言われている森林の荒廃と、それに伴う山間部の限界集落化に対し、どのように考えているか、お伺いします。

(2) うきは市の山林は、杉、ヒノキ等、豊かな木材資源がありますが、福岡県では26年度より、間伐から主伐に移行しているが、そうすると原木の切り出し量がふえ、その処理、販売をしなければならないが、市長の具体性のある考えをお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の森林活性化について2つのお尋ねをいただきました。

1点目が、森林の荒廃と山間部の限界集落化についての御質問でございますが、確かに議員御指摘のとおり、うきは市では森林の荒廃が進んでおり、これが九州北部豪雨の際に大きな災害を引き起こした要因の1つであると、こういうことも言われております。

森林の荒廃は、林業の低迷が大きな原因であります。木材価格の低迷のため、山の手入れをしても経費に見合う収益を得ることができず、これが、林業従事者や森林所有者の意欲をなくしていることが林業低迷の大きな要因だと考えられます。また、林業従事者も高齢化が進み、きつい、危険、所得が低い状況ゆえに、後継者が育たないということが大きな問題となっております。林業が衰退化すれば、必然と山をおりる住民がふえ、山間部におきます集落の維持も難しいものとなっております。

これらの課題に対応していくためには、まずは森林の持つ機能や役割をきちんと理解し、森林の大切さを十分理解してもらうこととあわせ、林業に従事する人の生活安定が非常に重要であると考えます。そのためには、森林組合等と連携して、森林の担い手育成事業を進めるとともに、森林・林業の再生基盤づくりとして、大型機械の導入等を図り、きつい、危険と言われる林業から脱却することが非常に大切であると言えます。林業の担い手を育成することにより山間部に雇用を促し、集落の維持を図っていくことが大きな課題であると考えております。

なお、荒廃森林に対する対策としては、平成20年度より荒廃森林再生事業に取り組んでおり、平成25年度までに約483ヘクタールの荒廃森林について間伐を実施しており、平成26年度では約80ヘクタールの間伐を行っているところであります。

2つ目の御質問が、間伐から主伐への移行に伴う原木の処理、販売についての御質問ござい

ます。

議員の御指摘のとおり、本年度より福岡県では単独事業として、主伐材を県内の原木市場等へ出荷した場合、1立米当たり800円の助成を行っております。間伐ではなく主伐を行うことにより、原木の品質が向上するとともに木材の安定的な供給が可能となり、製材業の経営安定につながるということ、さらには、その後の植林、保育といった森林のサイクルが始まり、林業事業の活性化が生まれ、林業経営が安定することが見込まれます。また、林業の雇用創出にもつながり、山村地域が活性化に結びつくことも期待されております。

うきは市におきます原木の処理や販売についてですが、市としては直接的に原木の販売・処理にかかわることはありませんが、公共施設における木造化を積極的に推進し、木材の需要促進に努めております。

御承知のように、本市では、うきはアリーナを初め、山春小学校体育館、市営川前団地、そして、本年度は木造3階建ての市営住宅、新治団地を建設しており、県下でも大変注目をされているところであります。また、そのほかに、市単独で地域木材利用促進助成事業費補助金を創設し、25立米以上の木材を利用した住宅には40万円、これが市外からの転入者である場合には60万円を助成しております。

さらには、未利用材となっているC級木材についても、現在、利活用に対する検討を行っており、例えばチップ材については、ボイラーの燃料、防草対策、舗装材としての利用について、今、実証実験を行っているところでございます。このような取り組みを通じ、C級木材の活用が進むよう、対応を図っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） （1）の森林荒廃の1つに、竹、竹林、このことはちょっと書いていませんが、するかしなないかで結構ですから。竹、竹林の増加も原因の1つだといろいろ聞いています。天草、北九州あたりでは、竹炭とか竹酢など、いろいろつくり、販売していると聞いています。うきは市では、何か竹、いろいろ何か考えていることがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの竹林についての御指摘がありました。

この放置竹林については、大きな課題だと認識しております。耕作放棄地もふえてきていますが、この森林が、かなり耕作放棄地にも広がっているというふうには認識を持っておりまして、何とかこの放置竹林の対応もしっかりした取り組みをしなくてはいけないと、このように思っております。

そういう中で、ぜひ、マイナスをプラスにというわけではありませんが、厄介者の竹を何とか

うきは市の地域資源に転換できないかということで今、ことしから地域おこし協力隊——4名の方が来ていただいているんですが、その1人がこういう竹関係に今いろんなチャレンジをしております。例えば、うきはでいきますと、明治時代には竹で、竹を材料に、へぎ板の製造で財をなしたという記録も浮羽町の町史には記されております。あるいは、竹の炭を活用できないかとか、それから、もう一つ、先ほどは木材のチップ化の話をしたんですが、竹のチップ化もありますし、竹のチップ化の場合、非常に防虫効果が高いという指摘もありますので、竹の持つ特性をしっかりと捉えてマイナスをプラスに、地域の地域資源として、この竹自身もしっかりした生かし方を考えていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろ考えてもらっているということで、ありがとうございます。

（2）に対して質問します。

いろいろ学校とか公共工事に気を使ってもらっているのはありがたいと思っておりますが、主伐によりふえた分は市場へ持っていくだけではなく、価格安定のため、宮崎、大分、佐賀県のように国と県と一体になって、小さくても企業を興していく気はないですか。雇用も生まれ、税収も上がると思いますが、どう思うか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 主伐の御指摘であります。

我が国全体で考えますと、戦後植林した杉、ヒノキがまさに主伐時期を迎えております。特に九州でいきますと、南から北、季節的な問題もあるかもしれませんが、宮崎、鹿児島は今まさに主伐の全盛期というふう聞いておまして、非常に諸外国を視野に入れて、原木を海外に輸出するという取り組みもあるやに承知をしております。

季節的にいくと、北のほうが若干遅くなるということで、まさに今、北部九州、うきはは、これから主伐の最盛期を迎えてくるのではないかなと、このように思います。今、一、二年前、先行してます宮崎、鹿児島の取り組み状況をしっかり我々も押さえながら、あるときは連携を図りながら、しっかりした対応を図っていくべく、福岡県とも調整をしながら対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） これも一緒に協力して頑張っていってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、2、障害者に対する支援についてお伺いします。

（1）今後ふえ続ける高齢者の中でも老人障害者の支援や介護について、どのように対処して

いく予定なのか。低所得の老人世帯、要介護の老人、ひとり暮らしの老人等の現状を市として把握しているのか。また、今後の数の増加に対し、対策は十分なのかをお伺いします。

(2) いろいろな障害を持つ子供に対し、市としてどのように対処していくのか。その基準や保育所の対応は整備しているのか。平成22年3月に、うきは市が作成した次世代育成支援後期行動計画、第3章、基本目標1に障害児に対する対応が記されているが、実践をしようとしているのか。また、この計画の最終年度になるが、達成数値等の結果を報告する予定はあるのか、お伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの障害者に対する支援について2つの御質問をいただきました。

1点目が、老人障害者の支援や介護の現状と、今後の対応についての御質問でございますが、うきは市の高齢者の現状につきましては、ひとり暮らしの高齢者が本年4月1日現在で1,525人、65歳以上で介護認定を受けている方が10月1日現在で1,618人となっております。また、75歳以上の介護認定者が1,476人となっております。この中に、比較的重度とされる要介護3以上の方が554人おられます。また、65歳以上で身体障害者手帳を所持されている方が11月末現在で1,335人、その内訳として、重度の高い順に、1級が363人、2級が155人、3級が218人、4級から6級の方が合計で599人となっております。そのほか、65歳以上で療育手帳——これは知的障害を所持されている方が35人おられます。

現在、このようなひとり暮らしの高齢者で、見守りや介護が必要な方に対する支援につきましては、保健課地域包括支援係、地域包括支援センターが中心となり、保健課の介護・高齢者支援係、福祉事務所の福祉係と保護係が対応しているところであります。また、支援が必要な高齢者の情報については、社会福祉協議会、民生委員会等と連携をしながら収集を行っているところであります。

特に支援が難しい事例、例えば在宅介護支援、あるいは、認知症支援、経済的虐待、身体的虐待、あるいは介護放棄等の問題につきましては、保健課地域包括支援係、地域包括支援センター内に地域ケア会議を設置し、支援の具体的な方法について、理学療法士、作業療法士、薬剤師、医師、居宅介護施設事業者代表、特別養護老人ホーム代表、地域密着型介護サービス事業所代表、民生委員、社会福祉協議会職員などの専門的な知見をお持ちの方に参画をいただき、支援の方法について協議を行っているところであります。

さらに、平成25年度より、厚生労働省の10分の10の補助事業であります安心生活創造推進事業を活用し、つづら山荘横にコールセンターを設置して、11月末現在24名のひとり暮らしの高齢者の方に、テレビ電話を利用した声かけや身の回りの生活相談による見守り事業を行っているところでございます。

本市では今後、山間地域のひとり暮らしの高齢者も増加するものと予想されております。このような状況の中、平たん地も含め、うきは市全体として高齢化社会に対応するため、ITを活用した見守り体制についても一層の整備を図りたいと考えております。

また、高齢者の所得についての御質問でございますが、このことにつきましては、個人情報の関係もあり、把握することは困難であります。国民年金だけを収入としている高齢者が多くいらっしゃるものと推測をされます。

なお、ことしの6月18日に国会において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法が成立いたしました。本市におきましても、団塊の世代が75歳に達する2025年に向けて、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるまちづくりを実現するために準備を進めているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろ聞いていますと、ちゃんと進めてもらっているようですが、個々の箇所について、市としてちゃんと把握はしているのか、ちょっとお伺いします。いろいろの個々の指導して、いろいろやっているでしょう——障害支援とか。そういうのはちゃんと把握してやっていっているのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 障害者支援対策、しっかり把握して取り組んでいるのかということでありませう。

私も市長に就任する前、うきは市の現状を分析するために、いろいろ勉強させていただきました。当初、介護認定を受けられている方のほうが、すごくうきは市の中では多いのではないかと。こういう高齢者対策が非常にせっぱ詰まっているんじゃないかということ为先入観で思ってたんですけども、実際は、身体障害手帳をお持ちの方がうきは市の中では一番多い。そういう中でやっぱり、障害をお持ちの方に対する対応というのを、もっともっとしっかりやっていかなくてはいけないのではないかとことを強く思った次第でもありますし、そしてまた、ちょうど障害者自立支援法が障害者総合支援法に切りかわる時期でもありましたので、しっかりした障害者対策をしなくちゃいけないと、このように思った次第であります。

そういう中、先ほど答弁させていただきましたように、地域包括支援センターを市役所の中で設けておりますので、いろんなメンバーの方に参画をしていただいて、対応をさせていただきますので、個々別についても、しっかりしたチェックをしてやらせていただいているところであります。（発言する者あり）ああ、そうでしたっけ。どこだっけ。

それから、大変失礼しました。議員からは2つのお尋ねをいただいて、1点目の回答だけで、

ちょっと途中終わらせてしまいました。2点目もこの際、答弁をさせていただきたいと、このように。（「後のほうがいいのかもしれん」と呼ぶ者あり）えっ。（「私が質問した後のほうがいいのかもしれんね」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。じゃあ、そのようにします。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今、何で後のほうがいいのかち言ったのは、私ちょっときつい質問をしていきますから。

2に対して質問します。

市長も、新市建設計画の中にもありますが、障害者支援についてあります。2カ月ほどたちますので、市長にももう報告は上がってきているとは思いますが、私が相談を受けた現状について述べさせていただきます。そして、市長、自分の子供さんのことと思い、聞いてください。

相談者は、全盲の2歳半の男児の保護者である母親からです。この母親は、ほかに2人の未就学男児がいます。計3人の子供がいます。障害児をどのように育てていくのかがとても心配ということで相談を受けました。

子育て支援のほうへ、ことしの9月29日に市役所に出向き、若い職員に相談しましたが話が進まず、課長さんに来てもらったところ、本日不在の係長に後日、再度相談してくださいとのことでした。2日後に役所より母親に電話があり、保育園の園長と市職員、保護者とで子供さんを見て決めましようと言われ、母親は安堵したり、期待したり、喜んだそうです。十日後に期待を持ち、千年保育園に出向いたのですが、母親いわく、子供の様子を見たり聞いたりする前に結論は出ていたように思いますとの感想でした。市職員から、子供さんの様子はどうですかと聞かれ、未熟児網膜症で全盲に近いですと言うと、市職員、見えないから、受け入れは前例もない。無理ですと、はっきり断ったそうです。母親は啞然としたと言っていました。市長、この対応をどう思いますか。ちょっとお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） じゃあ、（2）を先言って、再質問。お願いします。

○市長（高木 典雄君） 今、ただいま、市民の切実な声を紹介するとともに、事前通告で障害を持つ子供への保育所入所判断基準とその対応等について御質問をいただいております。これについて、まず答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、次世代育成支援後期行動計画では、障害児保育等の充実として、可能な限り保護者の望む保育所での受け入れを行うようにするとともに、子供の心身の状況を正確に把握し、子供の発達が促進されるよう、保育所内容の充実を図りますと、このようにしているところであります。

現在うきは市では、保育士の加配が必要と思われる児童については公立保育所で対応している

ところで、8カ所ある公立保育所の全てに、該当する児童が入所されております。病状としては、1名がダウン症で障害者手帳を持つ児童であります。それ以外は何らかの発達障害が認められる児童で、ゆうかり学園等の療育指導を利用されている児童になります。

保育所では、年齢別クラスにおける集団による保育を行っています。障害を持つ児童については、可能な限り受け入れるべきであるとは思いますが、障害にも種別や程度により状況はさまざまあります。障害を持つ児童の安全が確保できないなど、保育所での対応が極めて困難な状況と判断されれば、保育所入所をお断りすることもやむを得ないと考えております。

現在、判定基準を明確に示したものはありませんが、希望する保育所の園長、市の担当職員が面接をさせていただき、専門家の意見を聞くなどして判断をさせていただいているところでございます。

なお、次世代育成支援後期行動計画に関する達成数値等の結果については、可能なものから子ども・子育て支援事業計画の中で報告させていただく予定でございます。

これは通告に従った答弁でございますが、先ほど市民の声を聞かせていただきました。例えば全盲の場合でございますが、全ての生活面で全面介助が必要で、当然、自力での移動が困難だと思われれます。また、児童の動きは活発で、常に予測可能な範囲にとどまるものではないことから、保育士も児童の安全を確保することは困難だと、こういうふうに使われれます。そのような点で、一般保育所の入所は困難であると判断するところであります。また、児童の成長や発達を考えると、専門施設による療育や訓練が必要になると考えられます。保育所としては、保護者同伴の交流保育などに対しては支援が可能であると思われれますが、一般的な保育所入所はやむを得ずお断りしなければならないのではないかと、このように判断をしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今いろいろ遠回しにお断りの返答を聞いていますが、私たちもいろいろ——長崎、佐世保市にあります小学校はちゃんと受け入れて、保育園も受け入れてやっているというふうに調べたり、いろいろはしています。

その中で、市の職員も、筑紫野にありますから、専門的なところに行ったほうがいいですよとは勧められました。ということは、筑紫野まで送り迎えできないでしょう。ということは、市から出て、向こうで暮らしてくださいということですか。そういうことではないでしょう。結局、まだまだできるかもしれない障害者に対して、何とか市は考えていかななくてはいけないんじゃないですかということを知りたいのと、まだ、保育園の園長さんのお断りの言葉とか、いろいろ大変なことを言っているの、ちょっと報告します。

園長の、入所不可能の理由として、次のように言われたそうです。けがをさせる可能性が高い。2、ほかの園児が障害児の子供さんにけがをさせた場合に、心に傷を負う。3、加配の先生もト

イレに行きたくなるだろうし、常時見ていることはできない。4、障害児がいると、ほかの保護者が気を使い、余りいい顔をされないとのことで、前例がないので受け入れられないとのことで断っています。

この理由の中には、全く差別としか言いようのない言葉があります。今言ったように、遠回しの断り方もあろうけど、そのところは、これは市長を初め、職員の保育園の指導ですか。ちょっとお聞きします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの職員の具体的な対応についての御指摘がありました。

きのうも人権フェスティバルをやらせていただきまして、障害をお持ちの方に関する人権課題もいろいろ山積している中に、本当に差別、偏見のない明るい地域社会をつくろうと、きのうも市民の皆さんに呼びかけて、フェスティバルをやらせていただいたわけでありまして。決して人権を無視するようなことというのはあってはならないし、そういうことはないと信じているところであります。

繰り返しになりますが、障害を持つ児童の方を保育所に入所させるための判断基準は、やはり3つほどあって、1つが、日常の身の整理がある程度、御本人ができること、そして、2つ目が、自力で移動ができること、そして、3番目が、他の子供の存在を認め、他の子供とのコミュニケーションを持っていること、この3点がどうしても、やはり今うきは市が抱えている、特に公立の保育所、保育園の入所の判断基準ではなかるうかと思えます。当然、障害をお持ちの児童の方もいらっしゃるわけですから、その受け入れのためには、やはり専門的な職員等を配置して、さらなる保育所の環境整備を図った上で受け入れをしないと、これはちょっと、なかなか安全面で責任が負えないということでもあります。

そうした中に、常々指摘をされているわけですが、うきは市の財政が厳しい中で、どこまで単独で保育整備を市が持つかというところは、ちょっと大所高所で考えなくちゃいけないところもありますので、そちらについて、今、具体的な御指摘をいただきましたので、私自身もちょっと詳しいことをまた担当のほうに確認して、またそういう何がしかの対応ができないのか、ちょっと検討はさせていただきます。

御承知のように、今、我が国全体が地方創生ということでもあります。子供、子育てに優しい対策をしないと人の定住というのはあり得ない話だと思っておりますので、そういう観点でちょっと実態を把握させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） なかなかちゃんと——私が言おうとすることを先に答えてもらうので言いにくいんですが、結局、障害児もおって大変困っているの、相談窓口をちゃんとして

いけば、まだまだ一、二年先のことですから、その話し合いをしてもらおうと思って行っているのに、保育園、市は受け付けてないんですよ。そのことを言っているんです。

結局、今、精神的に助かっているのは、若葉保育園ですか、その園長さんがちゃんと、週に1時間でも連れてこられれば、ちゃんと検討していきますよということを言われて助かっているんですよ。

それに、市役所の返答というのをちょっと聞いてください、どういうふうに返答しているのか。いよいよ困っているので、再度、市役所に相談しようとした。一遍、子育てのほうに会ってますから。何と言ったと思いますか。その件に関してはお断りしましたと、現実に市の窓口は閉められましたよ。私は県連へ相談に行きましたが、一市民はどこに相談すればいいか迷うでしょう。市長、どこに相談したらいいと思いますか。お伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 窓口の具体的なやりとりでございますので、担当の福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務局長。

○福祉事務局長（後藤 一善君） 今の全盲のお子様の入所の関係でございます。

うちのほうも専門の職員、家庭児童相談員の方がいらっしゃいます。この方の意見を聞きますと、やはり、先ほど議員さん言われたように、筑紫野市のほうに専門の盲学校がございます。そちらのほうに3歳以下の方は定期的に御相談に行かれて、いろいろなアドバイスをされると。

それで、一番心配なのは、ここのほうにも、私の手元のほうにも、視覚障害児の学びを支え、視覚障害教育のあり方に関する提言というのがあります。その中で、視覚機能の訓練は、視覚が最も発達する乳幼児から始めることが必要で、この時期を逃しますと発達のおくれを生じさせまして、取り戻すことができないというようなこともあります。

そういうことで、やはり3歳未満児の方はなるだけ——逃げるわけではありませんけど、家庭で十分それなりの対応をしていただいて、早く専門的な——筑紫野市のほうが3歳児から、そういうふうなお子様を受け入れる体制がありますから、そういう施設で専門的な、やっぱり指導なり教育なりを受けていただいて、早く、今、私が言ったように、発達のおくれなどが生じないように対応していただきたいというふうな考え方で、私たちのほうも、福祉事務所の相談窓口のほうで、そのような御相談に対する回答をいたしましたというふうな報告を受けております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 何かいたしましたか、全然そげなことありませんよ。誰から聞いたんですか。お伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その件についても福祉事務所長のほうに答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 私のほうは、そのような御相談があったということで、どういふふうな対応をしていいのかというふうな中で、そういうような相談に来られた御父兄の方に、こういうふうな理由で保育所のほうが受け入れ体制ができないというのが——先ほど市長のほうで答弁されたような理由でできないというふうなことでございます。

さらに、子供さんの立場を考えますと、私が先ほど言いましたように、早い時期から、そういうふうな専門的などところに行かれて、早い対応をしないといけないというふうなことで回答をしていきたいというふうな報告を受けてますので、そういうふうなことで回答をしたのではないかと、というふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） だんだん言葉も変わっていますが、そういうことは一切言われてませんよ。そういう相談にのってもらっているなら、こういう質問はしませんよ。そういう逃げの返答はしないで、ちゃんと教えてくださいよ。もう、余り言っても無駄なようですから、今後、市長に対して、相談窓口はどうしますか。もう最後にお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、繰り返しでございますが、私自身ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

本当に繰り返しで恐縮ですが、昨年4月1日に障害者自立支援法が障害者総合支援法に施行が切りかわりました。そういう動きをしっかりと我々も受けとめて、全ての人が——障害をお持ちの方も、全ての人が社会参画して、ノーマライゼーションの世の中をつくろうということで、今、必死に取り組みをさせていただいているところであります。決して人権じゅうりんになるようなことというのはあってはならない話でありますので、要は、その窓口とおっしゃいますが、これは全ての職員がやっぱり心がけなくてはいけない話であります。しっかりした説明責任を果たして、今、議員御指摘のように誤解を生じないように、しっかりした説明責任能力を有する職員を育てていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 最後に、結局また子育てのほうに行っても無駄だと思いますから、後日、市長のほうに直接伺ってもいいですか。そのことをお伺いします。（「まだ時間あるから、よろしいです」と呼ぶ者あり）いえいえ。一緒です、聞いても。いいですか。返答だけお願いします。お伺いに来ていいか悪いか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 案件がどういう案件か知りませんが、議員の皆様とは常日ごろから意思疎通を図っているつもりでありますので、ぜひ今後ともよろしく願い申し上げます。

○議員（3番 熊懷 和明君） はい、ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、3番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開を10時50分より再開します。

午前10時35分休憩

午前10時49分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、一般質問を再開します。

次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 岩淵和明と申します。議長から許可を得ましたので、一般質問に入ります。よろしくお願いいたします。

1点目についてお尋ねいたします。

うきは市の人口減少が急速に進行しているというふうに思っております。うきは市の地域経済振興策として、基幹産業の法人化を進めるなり、あるいは6次産業化を進めるなり、創出なり、そういったこと、また、企業誘致による雇用機会をふやすなどの拡大を、この間、引き続き重要な課題に取り組んでいるというふうに思っております。そういう認識でありますけれども、現状のところを、改めて最近のうきは市の人口の動きについて質問させていただきたいと思っております。

1点目、毎年3月から4月に大幅に転出が想定されますが、この数年間のうきは市からの、どのような年代の方がどのくらい転出しているか、その実態を市としては把握しているかどうかを伺いたい。

それから、転入者対策及び転出の抑制策などについて、現状行っていること及び特に子育て世帯の減少に独自の対策を行ってきたのかを伺いたいというふうに思います。

それから、3点目に、子育て世帯への支援策として——これは6月の議会でも一度取り上げましたけれども、15歳までの医療費無料化及び乳幼児医療制度の見直しを行って、今、現行でも3歳から就学前までの医療費自己負担、あるいは所得制限等設けているところも、部分もあるかというふうに思いますけど、そういったところを設けなくて拡大する——子育て支援策を拡大することを強く求めたいと思っておりますけども、その辺の所見を改めて伺いたい、3点お願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの人口減少の課題と対策について3点の御質問をいただきました。

1点目が、どのような年代の方がどのくらい転出しているのかという御質問でございますが、平成26年4月現在のうきは市の人口は3万1,650人ですが、合併時の人口は3万4,101人で、この9年間で2,451人の減少となっております。また、ゼロ歳から14歳までの年少率は14%から12.9%へ、高齢化率は24.7%から29.7%となっております。平成17年度は、転出者が973人で転入者が894人でしたが、平成25年度では、転出者が1,002人で転入者が895人となっており、転出者が転入者を上回っている状況が続いております。

御質問いただいた年代別の転出状況につきましては、平成25年度では、19歳未満が193人、20代から50代が741名、60代以上が68人となっております。転入については、19歳未満が186人、20代から50代が621人、60代以上が88人となっております。転出者では、20代が全体の38.6%、30代が21.8%と高くなっております。転入者では、20代が30.8%、30代が20%と、同じように高くなっているところであります。

2つ目の御質問が、転入者対策と転出抑制対策についての現状と子育て世代の減少対策についての御質問でございますが、転入者対策としましては、企業誘致など働く場所の確保が最も有効な方法であると考えており、鋭意努力をしているところでございます。そのほか、転入対策の具体的な取り組みの1つとしまして、県の筑後田園都市推進評議会の中の定住部会において、筑後移住計画2014SOHO編を実施いたしました。SOHOというのは、スモールオフィス・ホームオフィスというSOHOでございます。この事業は、公募により市外の3組の方を採択し、小塩地区の空き家を利用し、ここに体験居住していただいたものでありますが、体験居住していただく間、地区の常会に出席したり、地元野菜のおすそ分けをいただくなど、地区の方々ともよい交流を図られたと、このように伺っております。また、参加者からインターネットを通じて体験居住に関する情報発信をしていただき、うきは市での生活や市外者から見たうきは市の魅力等についてPRをしていただいたところであります。

また、田籠、新川地区を拠点とした「都市と山村交流」プロジェクト協議会において、新川にある空き家を活用した短期滞在向けの拠点づくりも進めております。今年度中に建物の改装を行い、その後、移住希望者に貸し出すこととしているところであります。

そのほか、空き家リフォーム事業費補助制度があります。この補助制度は、空き家対策と転入を促進するという2つの施策をあわせ持つもので、市外からの移住者に対し、建物のリフォーム経費の5割を補助するというものでございます。具体的には、姫治地区への移住者は100万円、姫治地区以外の移住者は50万円、移住者以外にも30万円を上限として補助することとしてお

ります。本年度6件の補助を出しておりますが、全て久留米市、朝倉市、中間市等の市外からの移住者となっております。さらに、7月からは地域おこし協力隊1名が移住・定住促進プランナーとして着任し、空き家バンク制度の普及等にも当たっているところであります。

次に、転出抑制対策についてであります。これにつきましては、具体的な施策としては、なかなか難しいものがございます。やはり、雇用の場の創出が最大の方策であろうと考えるところであります。市としましては、雇用を少しでも促進するため、平成25年度から福岡県緊急雇用創出事業に積極的に取り組んでおります。この事業は、平成25年から26年にかけて、起業支援型地域雇用創造事業としまして10件を採択し、約30名の雇用が生まれております。また、平成26年度は新たに地域人づくり事業として3件を採択し、7名の雇用が生まれているところであります。

続きまして、子育て世帯の減少にかかわる対策であります。平成22年3月に策定された、うきは市次世代育成支援後期行動計画の基本理念を実現するために、市と市民が目指す町の姿を、子供、子育て家庭、地域社会、次代の親という4つの視点から設定し、計画の基本目標としております。

その基本目標の1つに、安心とゆとりを持って子供を生み育てることができるまちづくりを掲げ、その目標達成のための必要要件として、育児等について気軽に相談ができ、情報が得られること、それから、安心して子供を預けられる場所があることとしております。

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、また、地域住民同士の間で伝えられなくなっております。このため、若い親は相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が見受けられます。このことから、子育て中の親子の交流、育児相談等の場として、子育て支援センターの子育て広場、子育て講演会、親子交流事業の充実を図るなど、親子で集い楽しめる機会の場をふやすとともに、公共施設や保育所等の地域の中の身近な場所を利用した交流の場を設け、気軽に参加できるような取り組みを行っているところであります。近ごろでは年々参加者もふえてきている状況となっております。

また、近年、女性の社会進出に伴い、仕事と子育てを両立できる環境の整備が課題となっております。今後、公立保育所の統廃合を進め、その代替施設となる民間保育所を設置し、受け入れ体制の強化を図っていきたいと考えております。

次に、3点目で、15歳までの医療の無料化及び乳幼児医療補助制度の見直しについての御質問でございますが、このことにつきましては、本年6月議会においても議員から御質問をいただいたところであります。議員が申されましたように、公的医療保険の自己負担割合は、未就学児2割、小学生からは大人同様3割の自己負担が必要であり、乳幼児が病院で治療を受けた場合

には、この医療費の自己負担の一部または全部を自治体が助成を行っているため、その内容は自治体で異なっております。また、特に乳幼児医療費の助成につきましては、地方単独事業として行われていることから、国は実施市町村への国庫補助の減額措置を設けているところでございます。

医療費助成の拡大につきましては、たびたび一般質問をいただき、その回答といたしまして、今後も引き続き、他の市町村の動向を見ながら制度の拡大に向けて検討させていただくと、このように申し上げていたところでございます。現在うきは市では、県の基準に準拠して医療費の助成を行っているところでありますが、同様の対応を行っている市町村は、うきは市を含めて4市町村となっております。乳幼児医療費の助成につきましては、現在、近隣市町村の状況について調査を行っているところでありますが、今後、重要な子育て支援策の1つとして、乳幼児医療費の助成の拡大について具体的な検討を進めていきたいと考えているところであります。

また、所得制限につきましては、児童手当法に基づいているものでございますが、扶養親族等がない人で、年収換算で833万3,000円、所得に直しますと年間所得が622万円、月平均収入では約70万円を超える人が対象になります。所得額としてはかなり高額であり、対象者も限られていることから、相応の負担をお願いしたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 回答がちょっと長過ぎますので、もうちょっと短くしてもらえたらありがたいと思っております。

それで、先ほどの人口減の状況についてですけれど、毎月、広報うきはに載っているものを、自分としてもそれをひもといて、事務方のほうに少しお手伝いいただいて、年代別のこの2年間で少し拾ってみたんです。特にことし4月が転入が少し多い。転入と転出という、その関係だけですね。死亡とかいうのは除いてですね。それだけで言いますと、ことしは4月に転入が若干多かったです。あと11月。少し、何名か多かったと。それ以外、全部マイナス——二十何人とかという状態になっているわけですね。当然これに誕生と死亡を加味すれば、この間ずっと死亡のほうが多いので、そういう意味では、人口が継続的にずっと減っている。

これは、さかのぼって見ても、この3年、4年というか、流れとしては、ずっとそうだと。だから、いつから始まったかという点で言うと、それはきちんと総体の中で見ていかなきゃならないとは思いますが、まさに加速度的に進行しているというのが実態だというふうに私は思っております。非常に危惧をしているところであります。

先ほど、合併当時の人口が3万4,000人でしたですかね、で、今3万1,000人。もうすぐ切れる可能性があるというようなことも含めてあるんですけども、その中の構造で言いますと、

さっき市長がおっしゃったように——これ、20カ月分だけですけれども、調べたのは、10歳以下で転出が175人、10代で125人、20代で163人、30代で351人。それを合計して転出と合わせると、転出が253人超過しているんですね。この30代までのところ。さっきおっしゃった30代という意味ですね。逆に40代から90代といったところで、転入のほうで56人ほどふえている。この傾向は多分、今に始まったことではないというふうに思うんですね。当然その中心は、転入のほうで言えば、60代が多いという状況であります。当然ながらそのことによって高齢化率、それから児童——乳幼児も含めてですね、大幅に減っているというのが実態であるんですね。

これは何でかというところを、本当は、事務方は調べなきゃならない事例であると思うんです、これは。今、始まったばかりじゃなくて、ずっと前からあるわけですね。それがさっき、子ども・子育て会議とかというのをつくっておられる中でも指摘されている中身であると思うんですね。だけど、それに対する有効策というのを、この間、余り打ってこなかった。現実にはレポートはあるけれども、実施されてないというのが僕は何か実感として感じるが多々あるなというふうに思って、今回、質問をさせてもらったんです。

単に人口減少ということだけではなくて、なぜそうなっているか、うきは市が住みやすいのか住みやすくないのかということ、改めて考える必要があるんじゃないかというふうに思います。特に、うきは市は中山間地域として——別に全国の中で人口流出が激しいところだけではない、もっと激しいところ、ほかにありますからね。30%、40%と下がっているところもあります。この10年間ぐらいのデータの中でですね。

だから、いずれにしても、転出や、そういう転居先がどういうふうに使われているのか、あるいは、そういったものを追跡するというか、そういうことにきちんと仕事の中身を置くということが本当は大事だというふうに僕は思っています。そういうことを考えながら仕事をしていくというふうにしてほしいというのは、ちょっと論点は違うのかもしれませんが、思っています。

そういう意味では、そういうことに対する対策をどういうふうに打ってきたのかということが言われるわけで、後手後手になっているというか、さっき、いろいろ施策を打っているということですが、施策を打った結果の中での数字がこうだということなんですね。だから、歯どめがかかってないというのが実態なんですよ。

確かに、そのとおり、いろいろ定住促進、それを否定するものじゃないですよ。そういうことを一つ一つ成果になって、そこで歯どめになっているということも言えるかもしれませんが、逆にですね。

そういう点では、この間、審議会等でニーズ調査を行ってきていると思うんですね。ニーズ調査の中で、子育て中の保護者に対するアンケートを行っているわけですよ。その保護者の方々

がおっしゃっている、子育て支援施策って何ですかということをおっしゃっているわけですね。就学前の児童の保護者は、保育所や幼稚園に係る負担の軽減をしてほしいというのが6割、それから、次に、子供連れで出かけやすく、楽しめる場所をふやしてほしいというのが5割ぐらいあったと。また、小学生の児童を持つ保護者は、育児費用の補助の充実が必要だというのが6割。次が、安心して子供が医療機関にかかる体制整備を図ってほしいというのが、47%、5割弱というところですね。そういうことで、僕はこの質問をしているわけなんです。

要するに、せっかく住民からいただいたアンケートをどう生かすか、その判断する必要があるわけですね。

今うきは市の就学援助というのがありますよね。これは国がずっとつくってきたやつですけども。平成24年度で小学生から中学生まで2,627人、これ、決算書から拾った数字ですけど、これは食事——給食費の補助というのが数値としては非常に大きいんですけど、260名、9.9%。それから、医療費は65名。これは比較的少ないほうですね。その間、幾つか、旅行の援助だとか、いろいろありますけども、2.4%。平成25年度も似たような傾向で、児童数が減ってますから、2,543人中、給食費は249名、9.8%。大体似たような傾向ですけども。医療費が64名で2.5%。こういう数字があるわけですね。

さっき市長が、6月にも質問して、同じような自治体4——今ここに4とおっしゃってましたね。1つ、どっか減ったんですかね。前は5だったんじゃないですかね。そういう意味で、改めて子供が住みやすく、あるいは若い世代が住みやすくするにはどうしたらいいかということをおっしゃる市長、あなた自身が政治判断するべきではないですかね。サボってたらいかんですよ。言葉は悪いかもしれないけども。判断を引き延ばしたらいけないという意味で僕は言いたかったんですけども。

確かに財政状況は厳しいです。年々厳しいですよ、これ。合併特例債自体もなくなってくるわけですから。そういう意味では、ほかの市町村の動向は、前にも言いましたけれども、取り囲まれているという状況なんです。何に出していくか、どこに市政の施策の中心を置くのかということが——確かにいっぱいありますけども、これが再生産のない世界に入っているという状態は非常に危惧されるべきですよ。ある本には、外国から大量に移住か何かしない限り、多分この人口減少というのはとまらないでしょうというふうにも言っていることもありますけども、それはそれとして、ただ、子供を生みやすい環境にないということ及び子供たちを育てやすい環境をつくってくれてないということに問題点があるわけだと僕は思うんですね。

うきは市独自の支援策を改めて、市長には財政の編成権があると思います。うきは市で若い世代の人たちが、せっかくいろいろ物事をつくり出そうとしている、そういった芽をさらに開かせるといふような条件を政治の判断力でしてほしい。検討というふうなことをおっしゃってますけど、改

めて、中学卒業までの医療費の無料化、これは、きっちり中学卒業じゃなきゃいけませんよということではなくて、市長自身がどういうふうに判断を、プロセスをもって判断するのかを、そろそろ決めるべきではないでしょうか。そのことをひとつお尋ねしたいと思います。ちょっと長くなりました。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま2点、大きな追加指定をいただきました。

1点目が、人口減少対策、それから、2点目が——関連するんですが、乳幼児の医療費補助制度と、この2点に尽きるのではないかなと、こう思います。

議員御指摘のとおり、人口動態は社会増減と自然増減と2つあります。いずれとも、うきは市は減っております。そういうことは常に頭に置きながら、これまでもまちづくり——まちづくりというのは、そもそも人口をふやす、交流人口をふやす、あるいは最終的に定住人口をふやすと、こういうことを頭に置きながら、まちづくりをやってまいりました。

こういう中に、うきは市も含めまして、全国各地で地方の人口減少というのは、なかなかとどまらないというか、歯どめがかからない状態の中に、先月21日に、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法案が国のほうで可決して、多分1カ月以内に施行ですから、多分、総選挙が終わった後には施行がなされるのではないかと、このように思っています。

この地方創生というのは、大きく3点あると思います。1点は、全国各地の地方の人口減少をどう食い止めるのか。そして、もう一点は、東京への人口流出をどう止めるのか。そして、3点目は、東京、大阪、名古屋、都市圏から地方にどう若い世代を呼び戻すか、この3点に集約されているのではないかなと、このように思っています。

特に東京への流出、あるいは若い世代の地方への呼び戻しのところについては、過去から、東京一極集中是正、多極分散型国土形成ということで、都市と地方の格差是正の中でいろいろ議論されてきましたが、今回の地方創生ではちょっと視点が違って、日本の30年、40年後を見据えた中で、このままでは日本全体が大変なことになると。なぜならば、今、合計特殊出生率、つまり、1人の女性が生涯に産む子供の人数の平均値が全国で1.43であります。一番多いところは沖縄県が1.91——1.9を超えておりますし、一番低いのが東京であります。1.1しかありません。九州は、沖縄を除けば、1.5から1.7ということで、比較的、全国規模的にも出生率は高いということでもあります。

したがって、若い人が東京で——東京にふんだんに仕事がありますから、そこに定着するのはいいんですが、結果的、今の統計上でいくと、1.1の出生率ですから人口が減ってしまう。それは、総なべ的に日本全体の人口が減ってくるという危機感であります。このままの状況で行けば、30年後に、今1億2,700万の我が国の人口が1億を切ってしまうと。こういう現実

があって、やはり、地方に若い世代を呼び戻さないと、日本そのものの経済が停滞して大変なことになるのではないかとということで、今、国を挙げて、地方への人口の流出をという呼びかけの中で、ああいう法律ができました。

うきは市は、しっかりそのことを頭に置いて、いま一度、今、議員御指摘のように、もっと戦略的に分析をかけて、いろいろ戦略を練ったらどうかという話があります。あの地方創生法案も、することができるという任意規定であります、市町村も戦略計画を立てることができます。そうしますと、いろいろ国が進めてますスーパーコンピューター等々を活用して——スーパーコンピューターとかビッグデータですね、今言われているビッグデータを活用した戦略計画を、ぜひ、うきはにもという意気込みでやらせていただこうかなと、このように思っているところであります。

それから、2点目が、乳幼児の医療費の補助制度、再三、議員から御指摘をいただいております、そういう定住人口を図る上において、非常にやはり、うきは市が子供、子育てに優しい町ということアピールしないと、なかなか他市町村から、うきはに若い世代が来るということはあり得ないと、このように認識しておりますので、非常に重要な施策だと思っております。

ちょうど来年4月1日から、24年8月に成立した子ども・子育て関連3法案が施行になりますので、このタイミングで、先ほどから答弁させていただいておりますように、一步前に進めた検討を今進めさせていただいておりますので、しっかりした判断をさせていただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 検討ということで、同じですね、回答は。

ここに久留米が、平成25年9月1日号ということで、医療費の助成を小学3年までしている、久留米市は2段階ということですね。その前が小学3年までと、今度6年生までですかね、ということで、もちろん制度の中身はそれぞれちょっと違いますけど——通院と入院ということで、ちょっと違いますけども、そこまで実施してきていると。ちょっと県外になりますけど、隣の日田市は中学校まで、どっちもできるんですね。

だから、そういう意味で——それは住民の方、それを意識して入ってくるという可能性は、そんなに多くはないんですけど、市の姿勢の問題だと僕は思うんですね。だから、政治の判断だと僕は言っているんですよ。そういうことをまた念頭に入れて、来年度の編成はどの程度進んでいるのかよくわからないですけど、ぜひ強くお願いしたいと。

この要望は、市民の方に歩いて聞けば皆さん言うと思います。口を開くと思います。そうだったら、ありがたいねという意味でね、と思います。多分、若い人たちの年齢の所得自体も非常に厳しいものがあるということは御承知だと思いますけど、そういう点からも、やっぱり支援して

いくということは大事だというふうに僕は思います。

そのことを訴えて、次の質問に移ります。

これは前回の9月議会でも取り上げて、質問する時間がなかったもので、改めて、うきは市の学童保育所について伺います。

1点目は、子ども・子育て支援制度が改めて来年の4月から本格的に施行されますけども、その1つである学童保育、改めて児童福祉法に位置づけられ、児童福祉事業と位置づけられて、公的位置づけが明確になったというのが今回の法律の特徴ではないかというふうに思います。

そういう意味で、明確になった以上、今のうきは市が行っている学童保育——各保護者会による運営ということですが、このままでいいのか。あるいは、いろんな方法、連合会——ここは例えばということを書いてありますけども、何らかの変更を検討していくのか、改めて伺いたい。

それから、2点目に、条例の記載の中に、放課後健全育成事業者というふうに規定されているわけですが、ちょっとこれは理解の問題だということも含めてですけど、これは誰になるのか。保護者会になるのかどうなのか伺います。

あわせて、多くの学童保育は定員40名を超えるような状況の中で、防災訓練とか、あるいは消防施設の管理者、それから衛生管理等について、非常に最近の状況があるかと思います。採光や換気施設、その点検など、条例に基づいて施行するには、きちんとした運営の説明、利用者に対するけがの防止、十分配慮するなどなっていますので、行政からの指導が必要だと思いますけども、どのように進めようとしているのか伺います。

それから、3点目、放課後児童支援員の雇用についてですけども、近隣の自治体との関係でも大きな差が生まれているのが現状ではないでしょうか。また、学童保育に対する委託、その金額も多くなってきております。指導の質を上げる——子供の指導の質を上げるということも含めてですけども、自治体運営にしてはどうかと。例えば、これは案ですけどね。いずれにしても、統一した運用でやっていかなければならないというふうに思います。

その際、学童保育所の保育料の見直し——負担の分ですかね。国・県というふうな負担も含めてですけども、そういった意味で、支援員さんの質的向上、支援内容の質的向上も含めて、民営任せという、この間ずっと言ってきたと思うんですけど、そうではなくて、積極的にイニシアチブをとっていく必要が、この法律の趣旨からも言っているんですね。その辺の改革を行うべきではないかというふうに、3点を質問します。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の学童保育所の課題と対応について3点の御質問をいただきました。

1点目が、学童保育所の運営主体についての御質問であります。議員御指摘のとおり、子ども・子育て支援法が平成24年8月に新しく制定され、また、児童福祉法も改正されたことにより、学童保育は、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけられたところでもあります。しかしながら、これをもって保護者会による運営が実施できなくなるものではございません。

全国学童保育連絡協議会の調べによれば、平成25年度の学童保育所の運営主体別割合は、1つが、公立、公営、これが38.8%。2つ目が、社会福祉協議会、これが10.1%。3つ目の、地域運営委員会が18.6%。4つ目の、父母会、保護者会が6.4%。そして、5点目に、法人等が24.5%。さらに、その他が1.6%となっております。

ここであります地域運営委員会とは、学校長や自治会長などの地域の役職者と父母会の代表などで構成されるもので、日常の運営は父母会が行っています。また、法人等の中にも保護者等がつくったNPO法人が含まれていますので、実態としては、実質的に保護者みずからが運営しているところが学童保育の約3割を占めているのが実態ではないかなと、このように思っております。最近では、民間企業による学童保育の機能を持ったサービスや新規ビジネスがふえる傾向にあるようで、県内では宗像市が、連合会による運営から指定管理者制度による民間事業者の運営に移行した例などもあります。

御質問にある連合会についてですが、各学童保育所の代表者等で組織をしても単年度で役員が交代することから、課題解決することは困難であると考えられます。また、事務局体制の構築が最も重要になってまいります。扱うお金も大きくなりますので、誰にそれを担ってもらうかについて慎重に検討する必要があります。いずれにしても、学童保育所を安定かつ継続的に運営できるよう、運営主体の問題については、各学童保育、保護者会等とも協議を行い、検討してまいりたいと思っております。

2つ目の御質問が、学童保育所受託者への運営規程遵守指導についての御質問であります。うきは市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に定める条例第4条に定める放課後児童健全育成事業者とは、本市においては、遊林学童保育所を除いて、市であると認識しております。したがって、条例で定める基準を遵守する義務は、放課後児童健全育成事業者である市が負うこととなりますし、市は、受託者である保護者会に対して、基準を遵守して事業を行うよう、必要な指導等を行っていく必要があるものと考えております。

学童保育の運営につきましては、同条例第14条で、重要事項に関する規程を定めておかなければならないとして11の事項を示しております。現在いずれの学童保育所にも規約がございますが、これらの事項を満たすよう、規約の改正について指導していきたいと考えております。

また、非常災害や衛生管理に関しては、これまでも消防署による救急救命講習の実施や保健師

による感染症に関する研修等を不定期に実施をしてきたところではありますが、これらに関する研修等についても、定期的に開催できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。採光や換気等の施設の整備に関しましては、万が一、不備がある場合には、市の予算の中で適宜補修や改修などを行い、安全管理に努めてまいりたいと考えております。

3点目が、学童保育所の自治体運営についての御質問であります。支援員の賃金につきましては、議員御指摘のとおり、久留米市と比較しますと大きな差が生じております。久留米市の場合、連合会による運営を平成10年から実施していますが、現在、指導員には、正指導員、そして、臨時指導員、加配指導員の3つの区分があり、1つ目の正指導員は年収152万円で雇用保険と労働保険と社会保険がつき、そして、臨時指導員は時給910円で労働保険がつき、そして、この加配指導員は時給910円同額であります。労災保険だけがつく条件になっております。

本市においては、各学童保育所で取り決めがなされていることから条件はまちまちで、時給では700円台から900円台まで幅があり、加入条件を満たす方については、労働保険には加入しているものの、社会保険はついておりません。このように、うきは市の場合、支援員の労働条件が久留米市に比較して厳しい状況にありますが、同市の場合、連合会を組織することで、このような運用が可能になったものと思われま。

一方、保育料は、うきは市が3,000円から5,000円で平均4,000円程度に対して、久留米市は6,500円と高くなっており、また、市からの委託料と保護者からの保育料の全額を連合会が受領し、支出についても一括で管理を行っていることから、学童保育所独自の取り組みに対する制限が大きくなるものと考えております。

保護者会による運営の場合、学童の活動を通じて、他の父母を初めとする地域社会とかかわることができるなどのメリットがございます。また、姫治学童などの比較的小規模な学童保育所が、行政が主体となる中で円滑に運営ができるかといった懸念もございます。このようなことから、市が直営で運営することについては、慎重に検討することが必要であると思っております。また、全国的にも自治体直営が減少している状況であります。なお、支援員の労働条件の改善、そして、質的向上なども含めた運営のあり方についても、あわせて検討していく必要があると、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今の回答、結局はまだ具体的に何も考えてないということになりますね。具体性が、実を言うと、ないんですね。

9月の議会で、あり方についてタイムスケジュールをつくる、そして、年末ごろには計画の素案をまとめて、パブリックコメントを実施するという答弁を9月のときにおっしゃっておられたんですけども、その辺は今、別に子ども3法そのものについてだったんだろうと——学童保育

だけの問題ではなかったんだろうと思うんですけど、その辺のところは今、準備状況はどうですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの質問については、担当の福祉事務所に答えさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（後藤 一善君） ただいま議員さんのほうから言われましたパブリックコメントの日程ということでございます。

今、子ども・子育て会議の中で、いろいろな保育所、そういうふうな質と量のあり方、そういうふうなアンケート調査を行っております。そういう中で、ある程度の調査報告が出てきて、それに伴いまして、担当のほうで、それなりのパブリックコメントを出すまとめを今行っております。そういう関係で、1月か2月ぐらい、2月上旬ぐらいにパブリックコメントを出したいというふうな方向性で考えているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、若干おくられているということですね。2月上旬ぐらいということですかね。はい、わかりました。それはそれとして、市民の声をきちんと聞きながら進めるという点で言うと、大事な点だということで、ちょっと改めて確認させてもらいました。

もとに戻りますけど、学童保育の件について、運営主体のことについては、全国の状況を市長のほうから回答をいただいたと思います。公営公設というのが3割——4割弱というところだったんですけども、それが全体としては減っていると。そういう意味では、社会福祉法人及びNPOとか新しい運営主体をつくるのか、あるいは連合会かということになるわけですが、いずれにしても、今の単独の保護者会、単独それぞればらばらの条件では、市長は、今度の法律上、このままで行こうと思っておられるかどうかをお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 学童保育所の必要性については、先ほどの御質問と同じように、人口減少をどう食い止めていくか、子供、子育てに優しいまちづくりをどうアピールしていくかの中で、この学童保育のあり方については非常に重要な課題だとは認識をしております。

しかしながら、この運営主体については、先ほども答弁させていただきましたように、全国的な流れからいきますと、一旦、自治体直営になっているところを外部に出そうとしている流れの中で、財政も厳しいうきは市が全て自治体経営で持っていくというのは、ちょっと私も否定的であります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 公営公設をといることを言うのではなくて、市長自身がどういうふうに向向性を持つているかを聞きたいといることを言うているんです。

今の保護者会の運営では多分行き詰まる——行き詰まるというか、可能ではないと。不可能にほほ近いと思うんですね。いろいろな管理をしなきゃいけない。そして、うきは市の条例に基づいて実施していくわけですよ。それを保護者会に委託して、今お金として委託しているわけですよ。しかし、毎年かわって行くわけですよ。

そういう意味で言うて、一貫性、あるいは子供たちの適切な——法律の趣旨に基づけば、健全な育成を図る場として、本当に支援員さんのレベルを上げて、質的な今の学童保育——今、人数がふえてきているわけですよ。そして、今うきは市は、高学年はほとんどリミットしているわけですよ。3年生ぐらまでしか、今、入れてないわけじゃないですか、現実は。

そういう意味で言うて、今度の法律は6年生まで対象枠としてきちんと設定されているわけですよ。ですから、そのことについてどういうふうに向、うきは市としてはお金を出して、そして、法律上も行政の責任——健全育成事業者として、責任をどうとるのかといることを僕は聞いているんです。法律はもう来年4月から施行される。前回の議会で可決しました。それに向けて猶予も5年与えました。それに向けて市はどうしようとしているのかを明確にお答えください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この学童保育所の運営のあり方については、今、保護者の会で頑張っているんですが、ぜひ、この管理委託形態でお願いをしたいと、このように思っています。

しかしながら、議員が御指摘のように、トータル的な課題でいったときに、やはり人口減少をどう食い止めるか、あるいは、その1つの大きな方策に、仕事と子育ての両立、仕事と生活の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスがあると思うんですが、これを取り組むというのは非常に重要なことだと認識しておりますので、こういうワーク・ライフ・バランスを取り組む中において、当座、保護者会にまた頑張ってもらいたいと思っているんですけども、現状について、いろいろな声を聞きながら、また機会があるときには、しっかりした管理体制のあり方についても考えていきたいと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 保護者会に継続的に委託を行いたいという回答ですけども、保護者会そのものは非常に合意形成が大変だと僕自身は思っています。

市長みずからも先ほどの答弁の中で、1年ごとに交代する、こういう中で、金額もふえ、そして、さっき言いましたように、施設のスペース自体も広げなきゃならないとか、いろいろな課題があるわけじゃないですか。それを保護者会に委託しながら、それは事業者として責任を果たしま

すということですがけれども、そして、果たしてそれでいいんでしょうかということがやっぱりあるわけですよ。

確かに近隣の自治体より安い保育料なんですよ。連合会とか、そういった組織をつくって一括で管理しようとする、管理費というのはかかってくるね、当然ね。だから5,000円だ、6,000円だという久留米市や、ほかの地域でも大体うきはより1,000円か2,000円ぐらい高いレベルだと思うんですよ。

でも、そのことで、子供たちの学童保育という——今、非常に子供たちが大変な時代なんです。育てるのが大変な時代。それを地域で支え合いながら、そして、それを、学童保育を中心に地域で支え合う。確かに学校との連携、そして民生委員さんや、そして児童委員さん、この方々たちも学童保育のところにメンバーとして参加しながら地域を支えていく。もっと言ったら、コミュニティセンターなんかの方々も参加していく。そういう総体が必要なんですよ。そこの仕掛けを保護者会だけでつくれますか。僕は、そのことも含めて、方針をやっぱりきちんと示すべきだと。金も出すけども口も出す、それが今回の法律の改正の内容なんです、本来の。

そういう意味では、改めて学童保育の施設と事業について——今、そういえば、学童保育の条例って、要綱はありますけども、条例ってあるんですかね。ちょっと横に外れますけど。（発言する者あり）ああ、そうか。ああ、条例。ああ、この前つくったやつね。位置づけの問題ですね、そうですね。はい、わかりました。失礼しました。

改めて、学童保育の施設と事業について、行政がしっかり受けとめなければならないと。そういう意味では、人口減少——さっきの話と、1点目の話と同じになってしまうんですけど、人口減少地域であるからこそ、地に足を着けて、子供たちがたくましく育てる、育つ、そして、言葉はかたい言葉になるかもしれませんが、ふるさとの文化とか伝統とか、そういったのをきちんと受けとめられるような、そういう地域をつくっていったら。

一番やっぱり学童保育がおくれてるんですよ。ほっとらかしって変な言い方ですけど。そういう状態になっているということをやっぱりきちんと受けとめて、政治判断が必要。せっかく条例つくったんだから、その精神にのっとって、1日も早く施行されていく、そういうことを市長に最後をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、大きなくくりからいくと、人口減少問題を大きく捉えて、今、例えば乳幼児の医療費の無料化の御提言であったり、学童保育所の体制強化という御指摘かと思います。それぞれ重要な課題だと受けとめております。

ただ、私としては、うきは市の限られた財政の中で、どう効率的に施策を打っていくか。例えば御指摘以外にも、いろいろまちづくり、まちおこし、あるいは企業誘致、あるいは、うきはにあ

る1次産業から3次産業、あるいは観光を含めた内発的振興と、もう課題が人口減少課題にとりますと、いっぱい行政課題があります。それをどう効率的に選択と集中をしていくかというのが、私に課されたトップの判断だろうと、こう思ってます。

そういうところで、議員御指摘の乳幼児の助成のあり方、あるいは学童保育の整備のあり方についてはしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） はい、じゃあ、以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分より再開します。

午前11時49分休憩

午後1時13分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、8番、藤田光彦議員の発言を許可します。8番、藤田光彦議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田光彦です。一般質問に先立ちまして、議長の了解を得ましたので、皆さんに一言お礼を申し上げたいと思います。

これまで農商工観光連携推進事業の1つとして、オリーブ栽培に部会委員みんなで取り組んできたことをごさいます。おかげさまで、この秋ようやく念願のオリーブオイルを商品化することができ、販売することができました。6次産業化の確立のめどが立ったと確信しております。これも、ひとえに市長及び担当部署の方々を初め、関係各位の御支援、御指導、御協力があったからこそと思っております。ここに、この場をおかりしまして皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。ありがとうございました。

それでは、通告書に従い、一般質問をいたします。

2項目ありまして、1項目めが、観光資源の観点から文化財保護・保存についてでございます。それで、2項目めに、小・中学校の児童・生徒数の減少についての2項目を質問いたします。

まず、1項目めでございますが、観光資源の観点から、文化財保護・保存についてでございます。

同種の内容の質問を昨年の6月議会——市長なられて初めての議会だったかと思いますが、質問させていただきました。そのとき市長は、保存活用基本計画の中で、重要なものについては具体的に計画策定していくと。また、市単独では、財政負担が大きいものについては、国・県に要望協議をし、貴重な文化財の掘り起こしを考えていくと御回答いただいたということは記憶に

あるかと思えます。市長も教育長も、みずから当該史跡文化財などの踏査をされたとお聞きしております。そういうことで、十分に認識され、御理解されているとは察しますが、そこで少々、1項目から7項目と多いんですが、7点について、続けて質問させていただきたいと思えます。

通告書にありますように、1点目に、平成24年から25年ですね、の文化財保存活用基本計画策定委員会で6つの文化財群を設定していると思えます。その後の進捗状況はどうなっているか。

2点目に、文化財保護審議会で、耳納連山中腹にある、点在する山城跡の調査ですね。それから、2番目に、市内に点在する句碑の保存計画。それから、3番目に、各地にある土蔵とか石蔵の保存計画。4番目に、郡境石の現地調査などは審議、踏査されているのか。

3点目に、伝統的建造物群保存地区保存審議会において、新川田籠保存地区の被災家屋の修復元計画の状況と今後の用途活用はどうなっているのか。

4点目に、文化的景観保存計画策定委員会の進捗状況はどうなっているのか。

5点目に、古墳群整備基本計画策定委員会の現況はどうなっているのか。また、平成26年度に、委託している屋形古墳群整備基本計画策定の進捗と来期から予定の基本計画、実施設計、整備施工の見通しはどうなっているのか。

6点目に、学芸員を含め、文化財保護系のスタッフ増員の考えはないのか。

7点目に、観光案内人のうきは検定の実施計画はないのかを市長にお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま観光資源の観点からの文化財保護、保存について7つの御質問をいただきました。ちょっと通告に従いまして、この1問目から4問目は教育長のほうに答弁をさせたいと思えます。私のほうから、5点目から回答をさせていただきたいと、このように思います。

5点目が、屋形古墳群整備基本計画策定の進捗状況についての御質問でありました。

今年度、屋形古墳群整備基本計画策定委員会を立ち上げ、九州芸術工科大学の杉本教授に委員長をお願いして、現在3回開催をしております。全国的にも珍しい装飾古墳群の整備計画について、保存と活用について多方面から御意見をいただいているところであります。事業計画としましては、27年度に基本設計を行いまして、平成28年度以降に、実施設計及び装飾古墳保存管理計画を策定した後に整備工事を行う予定としております。

6番目の御質問が、文化財保護にかかわる担当職員についての御質問であります。現在、正職員4名体制——この4月から1名増強しているわけですが、4名体制で埋蔵文化財の試掘調査から、伝建地区保存事業や古墳などの保存管理を行っておりますので、今後、長期的

な整備計画を行う場合は、職員体制のあり方についても検討が必要になると、このように考えております。

それから、7点目が、観光地案内人に対する、うきは検定の実施についての御質問であります。これは、うきは市の観光地を案内されるボランティアの方々に対し、うきは検定を実施し、観光案内人としての認定を行うものだと解釈をいたしますが、今のところ、御指摘いただいた、うきは検定を実施する計画はありません。その背景として、検定を実施する場合、基準をどこに置いて認定するものか、また、認定を実施することのメリット、デメリットがどうなるのかなどなど、さまざまな切り口からの検討がまず必要ではないかと、このように考えております。

確かに御指摘の点は、観光案内人の質を向上する上で重要なことだと思いますが、この点につきましては、森林セラピー事業の中で、旅先案内人等の観光案内ボランティアの方々を対象とした研修会を平成27年度中に実施すべく計画をしているところであります。こうした取り組みを通じて、観光案内人としての自信を深めていただき、より質の高い人材の育成に努めてまいりたいと考えております。議員御指摘のうきは検定の実施につきましては、他の市町村の状況を見ながら対応について検討していきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、文化財保存活用基本計画で設定した文化財群の事業進捗についての御質問でございますが、うきは市文化財保存活用基本計画では、1つ目に、耳納連山の懐に築かれた屋形古墳群、2つ目に、大石長野水道及び大石堰と五庄屋関連遺産群、3つ目に、若宮八幡宮と若宮古墳群、4つ目に、楠森河北家住宅と伝統的建造物群、5つ目に、筑後吉井の伝統的建造物群、6つ目に、新川田籠の伝統的建造物群と棚田、以上の6つを設定いたしております。その中で、まず最初に、屋形古墳群の整備に向け、今年度、整備基本計画を策定中であり

ます。2点目の、文化財保護審議会の審議、踏査についての御質問でございますが、1点目に、まず、市内の山城についてですが、現在、福岡県が県内全ての山城の調査を行っており、筑後地区は平成27年度に実施予定となっております。なお、市内の山城は23カ所、出城を含めると41カ所程度あるのではないかと考えられております。

2点目、また、句碑についてでございますが、句碑については、指定文化財ではございませんので直接的には関与いたしておりません。今後、俳句会等からの要望などがあれば、連携して対応していきたいと考えております。

3点目の、土蔵、石蔵につきましては、筑後吉井地区、新川田籠地区では伝建事業にて保存が図られておりますが、保存地区以外の土蔵、石蔵については把握ができておりません。

4点目、最後に、郡境石についてですが、1695年に有馬藩が建立した、生葉郡と竹野郡を

分ける郡境の標石として、平地から山腹までの5つの地点に建てられておりました、昭和56年に旧吉井町の文化財として指定されております。現在、平地にある2つは確認しておりますが、山腹にある3つは確認されていないため、今後、関係者に協力をいただき、確認調査を行いたいと考えております。

3点目の、新川田籠保存地区の被災家屋の修復元計画についての御質問であります。現在、災害復旧事業にて、国及び県の補助事業にて復元事業を開始しております。24年度に解体し、25、26年度に部材調査及び実施設計を行いました。また、復元工事につきましては、12月中に2カ年工事にて発注を行う予定です。今後の活用方法ですが、注連原地区の方々と協議を進めておりますが、文化財として価値のある民家に宿泊可能な施設として、地元管理による利活用を検討いたしております。

4点目の、文化的景観保存計画策定委員会の進行状況についての御質問ですが、新川田籠地区は平成24年7月の九州北部豪雨災害において甚大な被害を受けましたので、保存計画策定委員会は現在立ち上げておりませんが、来年度には委員会を立ち上げたいと考えています。今後、委員会での検討の中で、災害復旧後の景観を考慮しながら文化的景観の選定を進め、国に選定申し出を行うなど対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今、1から7まで聞いて、順番が、回答が逆でしたから、質問のしようをどこからしようかなと思って迷ってますが、順を追って、また上から、1番のほうから、教育長が主になるかと思えますけど、お聞きしたいと思っております。

うきは市民憲章ですね、20年3月20日に制定した分にも、序文に、「装飾古墳にいにしえを偲ぶ歴史と文化の薫るまち」とあります。これはタイトル——うきはの憲章の序文にある項目でありますから、それにのっとり総合基本計画とか基本構想とか第1次総合計画の後期計画——この前、出られましたけど、後期基本計画の中にも、装飾古墳などの史跡に努めて、歴史観光資産として活用しますと、きちっと書いてあることに基づいて質問しているわけでございます。

それで、今、1番目の、6つの文化財設定をしているということで、6つの文化財のことは、発表あったとおり6つに指定なっているんですけども、それは文化財群で6つに分けてあるんですね。その中に、有形、無形文化財を含めて、うきは市には国の指定が今14件ですかね、それから、県の指定が8件、それから市独自の指定が25件、文化財があります。

今、6つの対象の中に、漏れているというか、ちょっと入ってないのが——群だから入っているかもしれませんが、入ってないのも幾つかあるような気もするんです。無形もありますけど、そういうものの文化財の発掘と——新たなる発掘と、現在、指定されている文化財の保存

計画等々、随時、検証をやっていただきたいと思うんですけども、この6つの群に外れている分ですね、その辺はどう考えてあるのでしょうか。教育長から。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、担当課長のほうに答えさせたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議員が御指摘のとおり、よく御存じの古墳の中で未指定のものがございまして。月岡古墳、塚堂古墳、法正寺古墳、屋次郎丸古墳と、古墳については未指定のものがございまして。

ただ、先ほど教育長からの答弁がありましたように、若宮古墳群というくくりの中で含めて整備計画を立てていくということで、除外をしたわけではございません。ただ、未指定の文化財については、今後、指定するなり、そういう検討は必要になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今の中で楠名・重定の件はわかりましたけど、第2番目に、大石長野堰というのが1つ入ってますよね、群の中でね。これも、例のあそこの袋野隧道のところも一緒にそれは含蓄されている群としてしてあるのか、田代重栄さんの祭ってある神社ですね、これも入っているのかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 生涯学習課長のほうに答弁させます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 今ございました袋野隧道につきましては、市の指定文化財になっております。ただ、整備計画の中では、まだ詳細に詰めるところあると思いますので、ここで具体的なことは申し上げられないと思いますけども、当然、市の指定文化財になっておりますので、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 次の、①の、連山の中腹に点在する山城跡の件なんですけど、御承知のように、耳納連山中腹に山城跡がかなりあります。この中に、妙見城というのが主城としてあるんですね。その東側に谷山ってあるんですけど、そこに古城それから牛鳴峠のところにある万願寺城、それから西のほうに千代久の西の城、それから清水城と点在してまして、それから北側に福益城ですかね——福丸城とも言うんですけど、その中で、豪族であった草野菊池家が戦乱の時期につくった建物で、豊後の大友宗麟から焼き討ちされるまでは不落の堅城ということ

で、非常に有名な妙見城の跡地が現在あります。

そこで、そこなんですけど、まだ平地になってまして、そこから臨むと、久留米市から日田まで全部、耳納連山の中から見えます。唯一、耳納連山の中腹で久留米と日田が一望に見えるのはそこしかないんですね。だから、そこに城を建てたと聞いているんですね。聞いているというか、その人から聞いてませんよ、代々に聞いた話ですけどね。そういう話を聞いているんですけども、そういう位置づけに、うちの先代から聞いた話によると、子供のころに行ったら、蔵を焼かれて焼き米が——掘ってたら焼き米が出てきたと。そして、柱の礎石ですね、石がまだあったよと。子供のころにあったよということを知っていてまして、そこが、たまたま今、福富と屋形の村林——村の保有林になっているんですけど、その横がちょうど国の森林になっているんですね。だから、ちょうど国の所有の中にそれが位置するものですから、立地とか、いろんなことをした地権者の問題とかすれば非常にいいところにあるというところで、そういう由緒あるということですから、調査をまだほとんどやってらっしゃらないんじゃないかなと思うんですよね。だから、ぜひ、そこも何とか、妙見城までの妙見林道というのが今まだ残ってます。名前も残ってますけど、その一番端にあるんですけども、そういうもので、そこも何とかこの整備の中の1つに、保存計画の中にぜひ入れていただきたいと思うんですけど、いかがですかね。これ、市長にちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、観光振興、あるいは今、我々が進めてますブランド化推進の中で、この地域資源をどう掘り出すか、その中に歴史文化というのは重要な位置づけだと、このように思っております。

先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、うきはには妙見城を含めて23の山城、そして、出城まで含めると41カ所のお城があります。こんなに城がある自治体はないんじゃないかと、このように思ってます。

つくづく私、思うんですけども、日本の歴史の中で、うきはが一番関与しているのは古墳時代と、そして、山城、出城が、鎌倉時代と室町時代の間に南北朝時代というのが100年間近くありました。結局ここが、うきはの山城、出城の大きいわれになってます。といいますのも、星野一族と大友家の傘下にありました問注所家が100年にわたって戦いをした、この歴史が福富地区を中心に、そういう歴史の中で41の出城があると、このように承知をしております。

歴史物でいろいろ映画化になったり、あるいはテレビドラマ化にいろんな時代が取り上げられているんですが、私感ずるに、この古墳時代と南北朝時代はなかなかドラマになってないやに思います。このうきはの地から、この山城、出城、あるいは古墳時代の数々ある古墳でありますね、特に壁画が残ります装飾古墳というのは非常に質の高い古墳でありますけど、きょう現在、国

の指定が79基、そのうち1割の7基がうきは、全国の1割がうきはに装飾古墳があるわけでありますので、このうきはの古墳時代と南北朝時代をもっともっと掘り起こしをして全国に発信をして、行く行くそういうのが映画化とかドラマ化につながるような、そういう意気込みで、しっかりした文化財あるいは歴史文化の掘り起こしをさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ぜひお願いします。

それから、句碑の件なんですけど、これは文化財としては特別ないかもしれんけど、吉井町の中に松尾芭蕉の句碑も含めて22カ所点在しているんですね。これは吉井町時代に句碑を調査したり、いろんな方、句碑の会の人たちがして、現存して、今あちこちにありますが、22カ所あるわけなんですけど、それも観光ツールの1つとして掘り起こしもしてもいいんじゃないかなということで、先ほど6つの対象群以外にもあるんじゃないかというのは、そういうのも含めて、やっぱりもっと抽出して、隠れた市財、そういう市の財産を何とか見出して検証していただきたいというのが思いでございます。

それで、それに引き続きまして、有馬藩が設置した生葉郡と竹野郡の郡境石ですね、これ今2つきちっとあります。どこですかね、千代久と八竜のあそこの間と江南のほうにあるんですけど、あと3つ、山に真っすぐ一直線で3カ所あるんですけど、これをなかなか、僕もどこにあるかと聞くけど、地元の人もなかなかわからないということで埋もれているみたいですから、測量をすりゃわかると思うんですけど、そういうのも調査すればできると思うんですね。

以上を含めて、いろんな調査するべきところがまだあるから、その辺も含めて調査する気があるかどうか、その辺をちょっと市長の所見というか考えをお聞きしたいんですけど。なかなか歴史にも精通してあると思いますから。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今2つの御指摘がありました。

まず、句碑については、先ほど教育長が答弁しましたように、俳句会が今、市内では、やまたら俳句会、そして千草句会、そして浮羽句会などのグループがございます。こういう方々としっかり連携をして対応していきたいと、このように思います。

それから、郡境石についてでありますけど、議員御承知のように、郡制が引かれたのが、たしか西暦646年、大化2年でありました。筑後国——当時の生葉、竹野を含めて10の郡がありまして、明治28年ですから、1895年まで実に1,200年以上、生葉郡、竹野郡で来て、明治29年に、この生葉郡と竹野郡が合併して浮羽郡ができるわけでありまして。そういう1,000年——1,200年以上の歴史のある生葉郡と竹野郡の郡境石については、非常に歴

史的な重みもあると、このように思っていますので、しっかりいろいろまた今後、関係者の皆さんとも相談しながら、ちょっと対応を検討させていただきたいと、このように思っているところがあります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 先日の衆議院の立候補の予定者の話にもありましたように、生葉という名前は染物の葉の若葉だというような話があって、久留米がすりの発祥は生葉だと。その生葉で染めたのは、卑弥呼の服は生葉の葉で染めたんだよということで、日本発祥の地だというような話の由緒ある生葉なんですね。

ちなみに私は、生葉中学校というのがありまして、そこを出たんですけど、今の吉井が、生葉と吉井中学校が一緒になって吉井中学校になった、生葉という由緒ある名前がまだあります。今、大字生葉というのも江南のほうに残っておりますけど、そういう生葉という名前をもう、どうしても消したくないというのが、私の1つの気持ちがありますから、ぜひ郡境が——生葉と竹野の郡境石が今、現存しておるから、その辺を含めてやっていただきたいと思います。

それでは、次に行って、3点目の、伝統的な新川田籠の保存の被災家屋ですね、この件ですけれども、これは多分、田辺和子さんだったかと思いますが、彼女の家が被災負って、寄附をいただいて、伝建の指定を被災の2日前か1日前かに受けた地域の復元だと思うんですよ、住宅の。

これが先日あれを見まして、木造の復旧ですから、非常に苦労して壊した業者さんからも、解体も大変だったと。番号つけてして、非常に真っ黒になって解体してましたけど、そういうことで、今回、費用が予算ができて、この前、告示ですか、工事の公告もあったかと思うんですけれども、そういう中で、復元する費用が国費というか、国と県の補助事業がほとんどになっているということで、市の負担は100万円もないかもしれませんけれども、この内容についてちょっとお聞きしたいのが、予定価格が4,800万円と告示してあったと思うんですよね。ほんで、12月1日に告示があって——公告があって、12月17日——来週ですか、に入札で、18日に開札ということで業者さんも決まるのかなという気がしますが、かなり予算も——補助をいただくのかもしれませんが、4,800万円という、あの建物ですと相当高いんですね。だから、新築するのと変わらないと。新築より高いんじゃないかという。復元だから、そうかなという気もしますが、それに多分、利用者ですね、先ほども聞いて、お返事がなかったんですけども、今後の用途、活用状況ですね、その家を復元した後でどうするのか、それをお聞きしたいんですね。それを誰かが借りる予定ならば、それを入れ込んだオプション工事を入れとるんじゃないかなということをお聞きしたいんです。いかがでしょうか。教育長ですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 生涯学習課長に答えさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 活用計画、方法についてでございますが、先ほど教育長答弁にもありましたように、注連原地区の方を対象に管理を進めております。その中で、設計の中で、地元で管理する上での要望点というのは幾つか挙がっております。それを含めて設計をしているのは御存じのとおりでございます。その後の活用につきましては、山間部の復興のシンボルという位置づけもしておりますので、地元の方に最大限に取り組んでいただくような形で地元とも協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 多分、注連原の方ということで推測つくんですけど——借りる方ですね、建てた後に借りる方が大体推測はつくんですけど、指定管理者か何かする予定なのかなという気もするんですよ。将来はですね。

そのときに、工事費が高いということからのちょっと観点なんですけど、多分、借りる人の希望ですね、我々のあれではC工事というんですけど、オプション工事なんですけど、これをつくってあげて、市の補助事業でつくってあげて、建物に付加価値の設備をつくってあげて貸すということになったとしたときに、例がちょっと近くにはあるかと思えますけど、要は過剰設備を設定した建物を建てた場合、その方が、借り主が退居したとするじゃないですか。何かの理由で退居したときに、その設備だけ残るわけですね。だから、通常は、通常というのがいいのかどうかわかりませんが、借りる側が、つくるのに、使うのにこういうのが要るよというのは、その人が設備投資をして、自分が退居するときは持っていく、なくすよというのが、普通の工事の発注形態が主なんです。これはオプション——もう何回も言いますが、オプション、C工事というんですけど、これも含めて発注するんじゃないかなという気がちょっとしたもんですから、それをお聞きしとるんですけど、それはいかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 生涯学習課長に答えさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 御指摘の点が2点あると思います。

まず、管理形態として、指定管理を考えているのかということと、1点が、過剰設計ではないかという御指摘だと思っております。

1点目、指定管理につきましては、本来であれば指定管理が望ましいとは思いますが、現状では市の委託になるのではないかと私は思っております。そこまではちょっと無理があるじゃないかなと。受ける側の問題もございまして。

それから、2点目の、過剰設備、過大設備があるかという御指摘ですけども、お話的には、出たことは、そういう希望がお話の中に出たことはございますけども、まずは、これは文化庁の補助事業でございますので、その枠を逸脱することはできないということで、例えば風呂の設備とか、こういうのは宿泊施設ですので風呂の設備は設けますと。ただ、その要件につきましては、あくまでも範囲内——文化的景観、それから文化庁と協議、これは直接的には県の文化財課になりますけども、と協議をしながら行っておりますので、そういう形で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） よく範囲をわきまえて発注されているという理解をしましたから、よろしゅう、そのようによろしく、よきに計らっていただきたいと思います。

それでは、4点、5点目なんですが、国指定で装飾古墳を、何度も言いますが、点在する屋形古墳群の整備状況を、先ほど28年実施設計、29年着工予定ということで進めてあるということといただいたんですけども、きょう、たまたま、それを含めた中で、きょうの朝刊見てもらわれたかと思いますが、「九州オルレに新ルート。八女コース歩き始め」というのが多分あったと思うんですね。これを僕は、きょう聞く予定でおったら、きょう新聞に載ったものですから、あれっと思って、たまたま偶然なんですけれども、そういうことで、古墳群を含めて、妙福寺という——妙法寺か、妙法寺って、地元では法華寺、法華寺って、本佛寺の本寺なんですけど、そこから現在、東屋形の古墳群とか安富とか袋田地蔵とか屋部地蔵とかいうことで、現在、福岡県100選に選ばれている自然と歴史の小路というのがあるんですね。今それは委託を受けて整備している——管理をさせていただいているところがあるんですけども、まさしく自然と歴史の小路というのが、このオルレなんです。九州オルレというのがあるって、これは九州観光推進機構と九州運輸局が指定しているということで、韓国の済州島ですね、トレッキングで非常に有名なんですけれども、ここに済州オルレというのがあるって、その九州版ですね。これが九州オルレ。これは八女のほうに、去年の10月だったと思うんですけど、指定を受けたんですね。それがやっつと、きのう、おととい——土曜日ですね、非常に寒い中を300人ぐらい参加して、ハイキング、そのコースを歩かれたということなんです。

これが目的は何かと。自然や古代文化を体感できて、文化を満喫しながら歩く散策コースというのが、このオルレですね。だから、また八女に先越されたなど僕は思ったんですけど、これがちよつと僕、きょうの一般質問ですものから、これをぜひ、本当は八女に先駆けて整備してほしいということを言おうと、きょう思ってたんですが、新聞に、でも、こうやって、おととい歩いたよということになりました。それはいいですけども、そういうことで、自然と歴史の

小路の整備をする計画が、古墳群とともに山腹の妙見城ですか、城跡も含めて、その散策道路のところにちょっとなってますから、一緒に整備する計画はいかがですかね。市長にちょっとお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 八女のオルレの件は私も承知しているところであります。

うきは市においても、韓国発祥のオルレ、昨年から、うきはでも取り組みできないかという構想は持っておりました。そのとき、議会からもマラニックの提案があったり、我々もフットパスということで、いろいろ議論してきましたし、あるいはトレッキングと、いろいろ名称は違うんですが、市民の健康の場、それから市外から多くの市民を呼び込むための手段として、このオルレ等の対応というのは、非常にうきはにとって魅力あるものではないかという構想は持っておりました。

つい先日も、地域おこし協力隊とみんなで、今、議員が御指摘の東屋形から西屋形付近を実は下調べをしたところであります。私が非常に今、関心を持っているのは、特に屋形古墳群のこの4つの古墳に隣接してます東屋形古墳群のA群とB群、特にA群については54基の古墳が眠っていると。まだあけたこともないという古墳があると。ああいうところを生かした、まさに名称はいろいろあるんですが、そこを散策するようなコースというのは、非常に魅力あるものにつながるのではないかと、このように思っております。

今後オルレで指定を受けるのか、あるいは、みずからでトレッキングであったり、マラニックで独自の対応になるか、ちょっとまだ定かではないんですけども、屋形古墳群の整備にあわせて、もっと広いところの散策路の整備というのを考えていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ぜひ整備計画を進めていっていただきたいと思っておりますし、今後とも継続的に——郷土史会という、うきはにも立派な会があります。こことも連携していただいて、文化財の見学コースとか開発充実に、今後もまちづくりを生かす方策として、ぜひ検討していただきたいと思っております。

7点目、うきは検定の件ですけど、これは前、福岡市も福岡のことは知っとうやという事で福岡検定をもう現在やっております。それと、太宰府も、小学生には初級、中級を含めて太宰府検定もやっていますから、市長はもう、そんなもん知りませんと言われたから仕方ないと思うんですが、ぜひ今後、森林セラピーとかのも含めて、人材育成上、そういう検定らしきものとか、検定まではいかなくても、やっぱり案内人、市内を案内できる方の育成——人材育成をぜひやっていただければと思っております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、次に行きますけど、以上、いろんな質問をいたしましたけれども、要は調査するにし

ても、何するにしても、人手が不足しているように私はとれます。何をするにも今まで、人・物・金、この3つがないと、いろんなものは推進できません。

そこで、今現在、生涯学習課で担当が、社会教育、文化財保護、図書館係と広範囲です。課長に至っては、これに人権・同和啓発でしょう、男女共同参画と、もう広範囲です。できる課長がポジションにおるから何とかこなしているかもしれませんが、いずれにしても、人材不足と思うんですね。だから、文化財保護係のスタッフを——なかなか財政厳しく、ある方は、職員を減らせという方もおられるかもしれませんが、今、組織改革、来年度にきちっとした組織改革するという事の中で、ぜひ、その辺のところも、どうしても陰になる文化財担当ですから、少し光を当ててあげられるポジションにしてあげて、機構改革の中でぜひ再考していただきたいなと、構想の中でですね。

これは、つけ加えて言えば、先ほどオリーブの件も言いましたが、農林・商工観光課の人も不足だと僕は——この2つの課が、非常に人材が不足しているんじゃないかなという気がしますから、今後の機構改革の中で再度考えていただければと思いますけど、市長、いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず最初の、うきは検定については、議員御指摘の福岡観光コンベンションビューローの福岡検定、あるいは福岡商工会議所によります九州観光マイスターの制度等々については私も承知しております。知らないというわけではありません。

最後に申し上げましたように、いろんな先進地の取り組みを見て、こちらについても熟度が上がってきたときにはしっかり検討していきたいと、このように思っております。

それから、人員体制——人材が不足しているというか、議員の御指摘は人員が不足しているということでもよろしいのでしょうか。片や行財政改革も進めながら、組織整備を図っております。来年4月からは、災害からの復旧も一段落してきますので、機構改革をやらせていただきたいと、このように考えております。

そういう面で、議員の御指摘については、過去から何度も御指摘いただいておりますので、しっかり頭に置いて対応させていただきたいなと、このように思っておりますが。

ただ、人員の確保についてはなかなか、限られた財政の中でどのように配置するか、まさに効率の上がるような体制整備というのが重要でありますので、そのところをしっかりと置いて、組織人員の配置についても考えて、しっかり対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今、激甚災害の話がありましたけど、一昨年から2年にわたって、いろいろ災害復旧して、社会資本を、うきはの山間部を中心に投資してきたかと思います。その間、こういうことをなかなか言いづらいかもしれませんが、吉井地区のインフラ整備が、下水

道工事も含めて後回しになった傾向はあったと思われま

す。これで、人命、生活基盤の復旧優先というのはもう仕方ないから、吉井の町民も十分理解しているんですが、これからは、これからは、これからは、吉井のほうにも、吉井方面にも目を向けていただいて、ぜひ均等性を保つために、こちらのほうにも考えていただきたいという——予算配分を考えていただきたいと思

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに御指摘のように、2年前の九州北部豪雨からの災害の復旧・復興というのが、大きな当座の課題で対応してまいりました。

その中で、ぜひ御理解いただきたいのは、今、吉井地区に市営住宅の川前団地、昨年度完成をさせていただきまして、そしてまた今年度、来年度と新治団地の建てかえも進めさせていただいてます。これも、災害からの復旧との関連性もあります。

熊懐議員の御質問の折にもお答えしましたように、あの災害、やはり森林の荒廃が災害を大きくしている原因の1つでもありますので、木造建築ということで、この吉井の中に、昨年度までは川前団地、そして今年度、来年度と、もしかしたら3年度かかるかもしれませんが、新治団地と、集中的な投資を吉井地区に施しながら、吉井地区のまちづくりについても、しっかり対応させていただいているところであります。

今後も、議員御指摘のように、吉井、浮羽とバランスのとれたいろんなインフラ整備、あるいはソフト事業を展開してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ぜひ、よろしくお願いします。

文化的なことでもいろいろ質問を多岐にわたってさせていただいたんですけど、文化を育むことと先人の営みを慈しむことは、人のつながりを——ヒアルロン酸と言うんですけど、そういう役目をするんじゃないかと思うんですね、文化はですね。だから、ぜひ、いろんな施策、調査・整備をやっていただきたいと思

います。私、好きな武田信玄という武将がいました。この弟に信繁という、武田家の家訓をつくった方がいます。この家訓に、実行の伴わない言葉は、一言といえども軽々しく口にすべきではないと言ったら、やれと。それが家訓だということですね。だから、計画策定だけに終わらず、今いろんな計画策定をやりましょうということもありましたけど、ぜひ実践躬行、有言実行でお願いして、1項目めの質問を終わります。ぜひお願いしたいと思

います。それでは、2項目めの、小・中学校の児童・生徒数の減少についてに行きます。

この質問に関しましては、午前中の4番議員の中野議員のほうから一般質問がありました。少々重複するかと思

非常に全国的に少子化、首都圏への一極集中ということで、過疎化で児童・生徒数の減少が進んでおります。うきは市も例に漏れず、小規模の存続維持か統廃合かの選択をするべき時期に来ているんじゃないかなという気がします。

中野議員からもありましたが、議会報告会でも妹川と小塩に我々の班は行ったんですけども、そこで地区のほうの意見が、自分の子供、孫を少人数の学校に行かせたくないから早く統合してくれという意見や、それから、自分たちが学んだ小学校がなくなるのは寂しいと。だから、残してくれという意見と、全く違う2つの意見が出てました。ただ、そこで言えるのは、どちらの方も、地元の意見を尊重して十分聞いてくださいということでした。これは当然だと思うんですけど、そういうことで、1点目に、少人数の小学校の存続か統廃合か、将来の展望についての市長の所見をお聞きしたいと思います。

2点目に、教育長に、今後どのような方向で小学校、中学校のあり方を考えているのかというのを聞きたいと思います。

それから、3点目には、当然その根拠になるかと思えますけれども、現在の各小・中学校の学年ごとの児童・生徒数と、将来、五、六年後の、毎年度ごとの学年ごとの児童・生徒数のシミュレーションはどうなっているのか、把握しているのかということをお聞きしたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの小・中学校の児童・生徒数の減少について3つの御質問をいただきました。

1点目が、少人数小学校の将来展望の御質問であります。中野議員への回答と重複しますが、妹川、小塩、姫治小学校の児童数は、うきは市に合併したときより減少傾向であります。平成22年度より、3校とも児童数が20人台になり、今年度は3校のうち2校——姫治小学校と妹川小学校が10人台になりました。来年度は姫治小学校の児童数が一桁になる可能性もあります。また、平たん部の小学校においても、地域により児童の減少が懸念されており、例えば山春小学校の場合、平成32年には児童数が100人を切る可能性があります。

このようなことから、学校再編については、姫治地区の小学校3校に限らず、うきは市全体の児童・生徒数の推移を勘案しながら検討をしていく必要があると考えております。

以下、2つ目以降の御質問については、教育長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今後どのような方向で進めようと考えているのかという質問でございますが、平成26年9月26日付、うきは市行政改革推進委員会、公共施設の有効活用についての答申におきまして、学校施設に関する方針で、統廃合も視野に入れた将来計画の策定が示され

ました。また、先ほどから話題になっておりますが、市議会報告会で児童の保護者より、このままでよいのかという不安があるなどの意見も聞いております。中野議員への回答と重複いたしますが、うきは市立小・中学校再編の今後の方向性につきましては、うきは市立小・中学校再編庁内検討委員会を設置し、現在、検討を行っているところでございます。

3点目の、学年ごとの児童・生徒数と、将来、五、六年後の年度、学年ごとの児童・生徒数の質問ですが、出生数の確定しています平成32年度までの児童・生徒数の推移につきましては、把握いたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 鹿児島県の出水市で、集合学習ですか、山村の少人数校を含めた、複式を含めて合同でやってる集合の学習ということで、存続をしようということで出水市では進めてるらしいんですね。それから、大刀洗ですね、大刀洗町ではゼロ歳から中学生までか、子育て一環として、子ども課というのを設置してあるんですね。ここでは教育も含めて、いろんなことを考えながら、厚生労働省、文科省ですか、これを一緒に入れた、縦割りをなくした、垣根を外した方策を大刀洗町で考えているということを知っているんですね。

それで、またもとの、うきは市の現状に踏まえまして、今現状の人数も把握してあるということなんですが、小学校の児童・生徒数の推移が、妹川、姫治小学校が、ことし4月ですね、入学者はゼロだったんですね。これはもう御承知のとおりだと思います。来年も姫治小学校はゼロです、入学者が。その次、28年度が、妹川と姫治小学校は1人です、入学者が。それから、29年度は、また姫治はゼロです。ということは、4学年でゼロが3学年おるということですね、姫治小学校は。それで、複式どころか複々式でも足りんくらいになるというような状況が現状なんですね。

6年後、浮羽町では、御幸小学校は374名かな、6年後ぐらいには生徒数があるんですね。今の1年生が6年生になるころですかね。ほんで、小塩小学校が19名です、全校生徒が。姫治が10名、妹川が14名、山春が97名、大石小学校が106名です。全部ほとんど少人数です。

これを踏まえたら、6年後は御幸小学校だけが存続くらいのこと——学校の人数から言えばですよ、なるんですね。それで、どうかせんといかんのですよ。早く結論出して、それで、いつからとか、どうするかというのを早目に結論出してほしいんですね。だから、市長としては、今、存続するのか統廃合するのか、存続はいつまでなのか、統廃合するならいつからするのか、どこをするのかと決めるのはいつまでか、この辺のタイムスケジュールをちょっとお聞きしたいんですけど。お願いします。市長に聞きたいです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長が答弁したように、うきは市立小・中学校再編庁内検討委

員会等を設置して、今、検討しているところでございます。具体的に年度目標を立てておりませんが、こういう検討会を精力的に行っていただいて、しかるべき時期にしっかりした対応方針を出させてもらいたい、このように思います。

もっとスピーディーにやるべきだという御指摘ではないかと思いますが、殊この問題については、しっかりいろんな市民の皆さんとの意見もお聞きする必要もあろうし、いろんな各方面からのいろんな御意見等もいただきながら判断しなくてはいけない重い内容だと、このように思っていますので、そここのところについては、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今度、教育長にお聞きします。

先ほどと同じ質問で、教育長として、山三校を含めて存続をいつまでするのか、いつから統合するのか、統廃合しないのか、それをいつまで時期的に結論出すのか、その辺を具体的に教育長として、どう考えているのかをお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほどお尋ねのございました点でございますが、実は本年度、3つの小学校の校長、それから市のセンターの姫治小学校長経験者の1人、それから私で、ずっと毎月やっておりましたことは、他の例にもありますように、3つの学校の合同、あるいは下の小学校と一緒の修学旅行、あるいは浮羽町6校連合での活動、そういったものを本年度、拡大をしてみました。

そういう経緯の中で、私が今やるべきことは、1つは、現状の中で3つの小学校でございます。その各学校の、やはり児童数が減少する中でも活性化を図らなくちゃいけないという分が1点あるのと、もう一点は、御指摘のように、もう今、再編について検討すべき時期に来ているという認識を持っておりますので、庁内での検討委員会の中で、今、御指摘のありますようなスケジュール的なものも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） いずれにしても、十分協議をして、いつするかという早目に時期を決めてするのが、地元の方の意見も、いつに、どうなるとやるかというのが1つの不安であり、心配なんです。だから、何年後にこうするよという方向性でも出せば、大分安心すると思うんです。だから、その辺のところをはっきり決めていただいて、やっていただきたいと思います。

特に区長制度の委嘱から自治制度への進行は、なかなか移行がうまくいってないような状況を察しますから、今回そういう時期ですから、ぜひお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。時間ですから。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、8番、藤田光彦議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、11番、櫛川正男議員の発言を許可します。11番、櫛川正男議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 櫛川でございます。議長の許可を得ましたので、通告により質問をいたします。

初めに、財政力指数の改善についてでございます。この2番、3番、4番も、本当はこの財政力指数の改善ということで、関連質問で書いたところでございますが、分けたほうがいいたろうということで、ちょっと分けさせていただいております。

まず、1番の（1）地方分権が進む中、また、合併特例法で10年が過ぎようとしております。これで、10年以降は地方交付税の減額がなされると。これはもう約束事でしょうがないんですけども、そういう中で、やはり今の行財政運営をやっていくのには、かなり大変かなと。やはり、財政力指数を向上させなければならないと思っております。

その中で、平成25年度の決算意見書によると、財政力指数は、21年度0.406、22年度0.382、23年度0.359、24年度0.351、25年度0.354と低下をしております。今後の見通しと改善策はどうされるのかをお伺いいたします。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま財政力指数の改善について、財政力指数の今後の見通しと改善策についての御質問をいただきました。

議員御承知のとおり、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除したものが財政力指数であります。この数値が低いほど、地方交付税への依存度が高い財政運営となります。国税5税——具体的には、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源としている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するものであります。したがって、財政力指数が低いほど、使途に制限のない地方交付税がふえているというのも事実であります。

平成25年度決算における本市の財政力指数、御指摘のように0.354であります。これは福岡県内の市の中では、残念ながら低いほうから2番目になります。一方、九州各縣市町村の平均を比較した場合、福岡県の0.57に対して、熊本県の0.35を筆頭に、長崎、鹿児島0.29など、7県の平均値でも0.349となっているところであります。

さて、財政力指数の今後の見通しについてのお尋ねであります。平成26年度に合所ダムに係る国有資産等所在市町村交付金を、過年度分も含め約2億5,200万円の交付を受けたことで、その75%相当額——金額にすれば1億8,900万円が基準財政収入額に算入されるため、

0.023ポイント程度上昇し、今後3年間においても、その影響で微増するのではないかと見込んでいるところであります。

次に、改善策であります。財政力指数を上げるためには基準財政収入額をふやす必要がありますので、うきは市内での経済活動を活発化させることが重要ではないかと考えております。そのための施策として、本年度中にも6次産業化、農商工観光連携等の取り組みによって、持続可能で元気な農林業経営をつくとともに、魅力ある地域産業の形成に向けた振興策を強化しているところであります。

具体的には、総務省の地域力創造活用事業を活用した、うきはブランドの形成を初め、既存商工業の内発的進行などにより地域の経済循環を高め、事業所の収入を増加させることにより税収の確保を図るための施策を進めております。今後もこれらの取り組みを通じた財政の健全化に向けて、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 十分御承知のとおり、国も1,000兆円の赤字額ということで、アメリカのほうの何か評価基準の、日本の国債が最初はトリプルAやったんですが、今度A1になったということで、かなり信用を落としておると。これも1,000兆円の赤字が原因でもありますし、やはり、今回の消費税が8%から10%に上げる予定を先延ばしにしたと、これも1つの原因と言われておるところでございます。

そういう中で、いつまでも地方交付税にやっぱり頼る行財政運営というのは、やはり考え直さなければならないと思っております。

ただ、一番心配しているのが、やっぱりこのままの今の現状で行きますと、過疎地域指定、これになるのではないかというふうに心配をしておるところでございます。22年度の過疎地域自立促進特別措置法——これは時限立法のあれですが、この改正のときに、過疎地域指定の要件ということで、一定期間の人口減少率が28%以上、高齢者比率が32%以上、それから若年者比率が12%以下、そして、ここに財政力指数、これが0.49以下なんです。この過疎地域指定の要件の1つに、この財政力指数が入ってきております。

この中で、0.49以下が過疎地域指定の要件に入っているということで、うきは市は0.354、それよりもかなり低いということでございます。当然このままでは過疎地域指定になるのではないかというふうに思っておりますけれども、市長としては、過疎地域指定になるのは仕方ないじゃないかというふうに思っておるのか、それとも、どういう所見を持っておるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 過疎地域の指定を受けるためには、人口要件とか財政力要件とか多々ご

ざいます。そういう過疎地域にならないように、今まちづくりをさせていただいているところがありますが、いい悪いは別として、過疎地指定を受けられれば高額な補助金をいただけるというメリットもあって、単純にいい悪いの見解を述べるような話ではないかと思いますが、しかし、総じて言えることは、やはり過疎地にならないように地域づくりをすると、こういうのが一番重要なことではないかなと、このように思います。

非常に財政上の問題で厳しい御指摘の中から質問をいただきましたので、全くそのとおりであります。常々申し上げてますように今の財政状況をちょっと申しますと、議員が一番御承知なんですけれども、平成25年度末というか、先日の決算特別委員会でも述べさせていただきましたが、あの2年前に九州北部豪雨災害で、市が管理してる施設だけで50億円を超える被害を受けました。当然、大変なことでありますし、うきはの財政状況がどうなるのか、着任間近な私としては一番大きな課題でありましたが、25年決算で見ますと、当然あれだけの災害ですから、今までの貯金である基金が下がって、借金である地方債がふえるというのが、誰しもが想像してたんですけれども、結果的には、25年度決算では、貯金である基金はふえ、借金である起債は減っております。これは議員承知のとおりであります。

しかしながら、今、私がうきはの現状を捉えたときに一番大きな問題になっているのは、議員御指摘の、財政力指数が低くて、28市の中で下から2番目であること。それから、連動する話なんですけれども、市民1人当たりの年間所得が、直近のデータでは平成23年度が218万1,000円。これは下のほうから3番目ということになります。こういう現実はしっかり受けとめまして、まずは市民の皆さんの所得をいかにふやすか。これをふやすことによって、自動的に税収が伸びて、基準財政収入額がふえ、財政力指数が改善していくと、こういうのがもう明らかでございますので、そこにしっかりした問題点を絞って、常々、職員にもそういう話をさせていただいているんですが、職員全体がそういう危機意識を持って、一丸となってブランド推進の形成に向けて頑張っていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） 今の答弁で少しは安心をいたしました。

私もその過疎地域指定が悪いと言っているわけじゃないわけですね。ただ、この過疎地域指定になれば、総務省の過疎地域自立促進特別措置法、これが適用になると。これを見ると、自立促進のための法律でございますので、過疎地域になるともう、手厚い国からの地域産業を興すための補助金とか、いろんな面で優遇はされてます。だから、過疎地域のほうが優遇されてますけれども、しかし、あくまでも、過疎地域自立促進特別措置法の中での過疎地域指定でございますので、やっぱりできればこの指定を受けないほうがいいだろうというふうに思っておるところでございます。

ですから、何でも自分たちの判断で行財政運営ができる、これのほうがいいだろうというふう
に思っておるところでございますので、考えは市長と同じようなところでちょっと安心をいたし
ましたけれども、やはり、この数字というのは正確でございますので、どうしても、どんなにブ
ランド化推進でこれから頑張っていくということでは、やっぱりその見通しとしては、合所
ダムの固定資産税の0.023がふえる予定ということで、これは確かに財政力指数でございま
すので、3年間の平均で出していきますから、ことしがよかったから来年が急に上がるとい
う問題じゃありませんけれども、やはり徐々にやっぱりここを上げていかざるを得ないの
かなという気がいたしております。

これはもう全国的に、財政力指数というのは各自治体が発表されますので、総務省の中
でも、インターネットで調べれば、二千何ぼある自治体の中でも、うきは市は1,075番目、
その辺の位置にしているということで、ざっと載っております。その中には、ある村はもう
はるかに——1.3ぐらいになっているところもございまして、その地域の産業がうまくいっ
ているなというところで感心をしてるところもあります。ぜひ、この財政力指数、ここに1つ
焦点、目標を合わせていただいて、いろんな取り組みをしていただきたいというふう
に思っております。

そこで、この2番に移りますけれども、やはり、先ほど言うた基準財政収入額ですね、
これをいかにふやすかです。今のバランスは、基準財政需要額とのバランスが悪いから
0.354という形になっております。いかに収入をふやすかということで、2番、3番に
挙げさせていただいたところでございます。

まずは、2番の、企業誘致の現状と若者の雇用確保及び定住促進についてということで、
(1) 自主財源の確保のため、企業誘致の現状と今後の見通しをお伺いいたします。

それから、(2)の、若者の雇用の確保はどうするのかということで、これもなかなか
難しいところは十分承知をいたしておりますが、やはりせつかくうきは市で生まれ育
って、家庭でも1人の子供を育て上げるのに約2,000万円とか3,000万円ぐら
いかかるという試算も出ております。と同時に、うきは市も毎年、教育費に——
当初予算ですけれども約12億円、児童福祉費に16億円という——これ、
当初予算ですよ、に掲げて、子育ての支援をしております。本当に大きな
お金を使ってしております。

しかし、卒業すると、やはり仕事がないとか、いろんな事由から都会のほうに
仕事につくと。そうすると、都会で働けば、そちらのほうに住所を移せば——
移さざるを得んでしょうけれども、そちらのほうで税金が落ちていくとい
う形になっております。ですから、ふるさと納税でその辺の仕組みがきちん
と、やはりおまへたちは、うきは市で育ったんだから、給料——お
金を稼ぐようになったら、うきは市を離れとったら、ふるさと納税を
せないかんとぞというような、そういうのがきちんと確立できとけば
いいんでしょうけれども、そうはいきませんので、やはり

出ていったところで税金を納めるということでございますので、やはりうきは市にはなかなか税収が上がらないと。若者の雇用の確保はどうするのかと。

(3)の若者の定住促進のため、公営住宅の建設はできないか。または、市外から市内のアパートに移住する場合、助成金の創設はできないかということでございますけれども、やはり確かに若者の定住促進、これ、もう日本の人口も減ってきております。そういう中で、若者をいかにふやしていくかということは至難のわざでしょうけれども、やはり近隣の、やっぱり近くからでもやっぱり若者だけを集める、そういう工夫をしなければならないのではないかというふうに思いますので、(3)の質問をさせていただいたところでございます。ちょっと第1回の質問は終わります。

○議長(岩佐 達郎君) 市長。

○市長(高木 典雄君) 企業誘致の現状と若者の雇用確保及び定住促進について3つの御質問をいただきました。

企業誘致の現状と今後の見通しについての御質問であります。平成26年4月以降、食品関係製造業や物流事業者、化粧品関係製造事業者等から計16件の引き合いを受けております。このような引き合いがあった場合に対応できるよう、今年度当初に市内を調査し、紹介できる物件のリストや写真、地図等を準備したところであります。そして、御要望の用地面積や建屋のありなしといった条件に合わせて、三春工業団地を初め、保育所跡地等の市有地、民有地等を紹介しているところであります。

三春工業団地の未売却地でありますB区画につきましては、プレス工場やチップ工場、再生可能エネルギー関連施設等として相談をいただいております。農工法の規制もあり、業種が限られていること、周辺民家への影響等を勘案し、誘致活動を進めているところでありますが、最終的な誘致にまではつながっておりません。

現在、三春工業団地のほか、保育所跡地等の私有地や民有地を含めまして、2件の案件につきまして具体的に話を進めているところであり、これ以外の案件につきましても、今後あらゆる機会を利用して誘致活動を行っていききたいと、このように考えております。

2つ目が、若者の雇用の確保についての御質問であります。現在、福岡県緊急雇用創出事業に積極的に取り組んでおります。具体的には、平成25年度から26年度にかけて、起業支援型地域雇用創造事業としまして10件を採択し、約30名の雇用が生まれております。また、平成26年度は、新たに地域人づくり事業として3件を採択し、7名の雇用が生まれております。

御存じのとおり、本年7月には、総務産業常任委員会による緊急雇用創出事業現況調査を行っていただいております。起業支援型事業の採択事業者10社の方へ出席をいただき、これまでの取り組み状況や現在抱えている事業化への課題等について報告をいただき、意見交換を行ったと

ころであります。

当市としましては、このような事業化への課題を解決できるよう、事業者の方々をサポートしていくこととしており、その一環としまして、経済産業省の事業を活用し、10月に「ミラサポ普及研修会 in うきは市」を開催いたしました。外部講師にお越しいただき、ウェブサイト「ミラサポ」の操作方法について説明をいただき、受講生は実際にパソコンを操作しながら使い方について学んでいただきました。このウェブサイト「ミラサポ」では、国や県等の補助金情報を一括して検索することができるほか、官公需の情報検索や経営の悩みに対する相談、さらには無料で専門家派遣の要請を行うことができます。

また、初めての取り組みとして、9月には福岡県若者しごとサポートセンター主催の就職活動実践セミナー&個別就職相談を浮羽町の男女共同参画センターにおきまして開催をいたしました。このセミナーでは、就職活動における応募書類の作成ポイントや面接突破術等、就職活動に役立つ内容の指導相談を行っていただきました。今後も引き続き、そのような取り組みを行い、若者の雇用の確保に努めてまいりたいと思います。

3点目が、若者の定住促進のための公営住宅建設や助成金の創設についての御質問であります。うきは市におきましては、人口減少が続いている中で、若者や子育て世帯の定住化は大変重要な課題と認識しているところであります。他市町村においては、民間のノウハウ等を活用したPFI方式や、合併特例債を活用した、子育て世帯の入居を目的とした公営住宅の整備が計画されていると聞き及んでおりますが、いずれも多額の費用を要するものとなっております。

一方、公営住宅法による整備では、法で規定された住宅使用料の設定となり、子育て世帯等に対する優遇措置は対応できない状況であります。現在うきは市内には昭和40年代に建設された市営住宅が5団地あり、耐震化の問題も残されていることから、できるだけ早期に建てかえ工事を進めていくことが必要であり、その工事に当たっては多額の財源を要します。このため、市としましては、公営住宅等長寿命化計画に基づいて事業を実施しているところで、若者等を主とする住宅建設は、現在のところ計画を持ち得ていないところであります。

次に、市外から市内のアパートへ移住する際の助成金創設であります。平成25年6月議会において類似の御質問をいただいたかと思っております。近隣市町村で家賃補助を行っている自治体に聞きますと、多額の費用がかかること、効果がなかなか見えないなどの課題があるとのこととなります。

本市におきましては、定住促進条例による定住促進助成金を支給していた時期もありましたが、移住のきっかけにならなかったというアンケート調査結果が出たことから、平成25年12月31日をもって、この助成金制度は廃止したところであります。現状におきましては、市内アパートに移住する場合におきます助成金創設の予定はないところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 地元で、先ほどから男女共同参画のところでいろんな勉強しているということは承知をいたしております。その中で、やっぱり地元企業から——かなり地元にも有力な企業がございます。しかし、そちらのほうからの情報がなかなかわかりづらい。職安にその辺は——企業は職安に求人募集をしているだろう、また、商工会のほうの、たまにチラシが入ってきておりますけれども、そういう求人案内の募集はしているかと思います。それをもう少し何か、こちらにわかるような何か仕組みはできないかなということを考えているわけですね。そして、自分の子供が卒業——就職を探しているのであれば、そちらのほうに面接なり試験なり受けさせるようなことができないかなと。

例えば高校であれば、学校のほうで求人募集の案内をずらっと張ります。そこには地元からの企業もたまには出てるんですけども、学校関係の中でやっぱり就職をされる方——進学される方もおりますけれども、それで就職を決めると。大学に行きますと、やっぱりリクナビとか合同説明会ですね、福岡ドームあたりで定期的開催されてありますけれど、そういう大きなところに行って、自分で就職活動をしながら自分の行きたい企業を見つけて、そのブースで説明会を聞いて、後日、試験を受けるということで、やっぱりそこまでは手が回らないというのが実態でございますので、就職を探している親のもとでも、うきは市内の企業が募集しているよというような、何かわかる仕組みができればありがたいなというところもございます。それはいろいろ検討が必要でしょうけれども。

それと、やっぱり若者の世帯、これをふやさなければならぬというのはもう、意見は一致しておるところでございます。そのためには、働く場所の確保、これが重要になってきますけれども、なかなか今のままでは若者は離れていくばかりでございますので、やっぱりそこで何か仕掛けを打っていかねばならないのではないかとということで、自分なりに考えて、今の段階でできることは何かということちょっと考えた結果がこの公営住宅——本当に若者だけが住めるような促進住宅でもいいし、そういうアパートの建設で、それには市外からの若者しか入られないとか、そういう住宅は建設できないかなと。これはもう僕だけの意見じゃないんですけども、不動産関係者の方からも、そういう住宅を建設してでも、やっぱり若者を集めるべきではないかという、ちょっと提案があったものでございます。

先ほど言うた定住促進条例のときに、新築したら、平たん部は20万円、山間部が100万円やったって——助成金を、これ、廃止したということですね、してありましたけれども、それを目当てになかなかこちらのほうに、それをわかってて家を建てる人というのは、結果的にはいなかったということでございます。しかし、若者の場合は、やはり結婚してアパート、核家族化が進んできておりますので、どこかに住もうということでアパートを探すわけですね。なかなか

やっぱり、一軒家を建てればいいんでしょうけれども、まだまだそこまでの力ありませんので、まずアパートを借りようというところで、職場に近いアパートを探すわけですが、やはり敷金3カ月分とか半年分とかありますよね。これ、かなり負担かかるわけですね、もう御存じのとおり。

そういう関係もございまして、そういった負担を少しでも軽くして、そして借りやすい——例えば朝倉、甘木あたり、日田でもいいんですけども、通勤範囲内ですよ。うきは市とすればですね、うきは市から。通勤範囲内の中で、アパートを借りるのに余り負担がかからないということになれば、やはりこちらのほうに来るのではないかと。わかりませんが、何かそういったことをしてでも、やっぱり若者を集めるべきではないかというのが思いでございますので、ぜひ、この辺は検討をしていただきたいなというふうに思いますが、先ほどの答弁では全く考えていないということでございますけれども、これ、検討されるかどうかですね、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 特に若い世代の定住促進策というのは非常に重要な課題だというふうに認識しておりまして、午前中からのやりとりの中でも、子ども・子育て支援の中でも申し上げたとおりであります。非常に多種多様な対応策があると思っておりますし、その中の1つとして、議員の御指摘の住宅対策もその中の1つではないかなと、このように考えております。

先ほどから答弁させていただいてますように、なかなか多額な費用を要する割には効果が見えないという先進事例の結果もあります。したがって、現時点はちょっとそこまでの考えは持ち合わせてないんですが、地方創生法が成立いたしましたし、うきは市にとってもこの地方創生、大きな課題ですので、大きな視点で、特に若い世代の定住促進に何が効果的な施策なのか、しっかり見据えて対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 僕も調べてみましたけれども、やっぱりアパートを借りるのに助成金を出しているというところは今のところありませんので、やっぱり人、よそがやってないこともいいのではないかと。よそがやってから、うちもする、うちもするでは、またみんな一緒になりますので、最初にこういったことに取り組むというのも1つの手ではないかというふうに思っておりますので、検討方よろしくをお願いします。

それから、3番の、農林産業の所得向上に向けた取り組みについてでございます。

農林業が基幹産業であると、いつもおっしゃっております。であるならば、農家、林家——林家とは言わんでしょうけれども、所得向上をどう図るのかですね。

(2) の、農林産物に付加価値をつけて販売するためには、やっぱり加工所が必要と思うが、

第三セクターで加工所の建設はできないかということでお尋ねをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 農林業の所得向上に向けた取り組みについて2つの御質問をいただきました。

1つが、農家、林家の所得向上についての御質問であります。うきは市の基幹産業は農林業であり、農林業の活性化なくしては、うきは市の発展はないものと考えております。しかしながら、現在、農林業は非常に厳しい環境にあり、1次産業としての農業、林業を従来どおり推進するばかりでは大きな成果は望めません。

まず、農業についてですが、うきは市では3つの切り口からの対応を図っております。

1つ目として、現在、国が推進する6次産業化を導入することにより、地域で生産された農産物に製造加工等を加え、付加価値を高め、販売を行っていくことが有効と考えられます。これを生産者や異業種間の連携の中で展開することにより、収益性の高い農業生産を行っていくことが必要だと考えております。

うきは市におきましては、具体的な6次産業化への取り組みが見られるようになっており、平成26年度までに、ソフト事業で5件、ハード事業で3件の取り組みが行われています。今後とも6次産業化の推進を図り、高収益型の農業の確立を目指していきたいと思っております。

2つ目は、フルーツ王国として農産物のブランド化を図るため、イチジクの「とよみつひめ」、柿については「早秋」「太秋」「秋王」等の品種を推進していますし、ブドウの「ピオーネ」、さらに、本年9月には九州大学農学研究院と、種なしブドウ新品種「BKシードレス」の栽培及び加工に関する協定を締結いたしました。九州大学が20年以上をかけて育成した、このブドウの普及、それから産地化を今うきは市が目指しているところであります。

3点目として、浮羽町大野原地区では畑かん事業に本年度から取り組みを進めています。農家の作業負担を減らし、農作物の収量を確保する取り組みとして推進しているところであります。また、林家の所得向上については、木材価格の安定と供給拡大が重要であると考えます。木材の需要が高まれば安定的な供給につながり、製材業の経営安定や林業の活性化が始まり、そのことが林業従事者の生活安定にもつながるものと思っております。

熊懐議員への答弁の際にも申し上げましたが、現在うきは市では木造による公共建築物等の整備、木材利用促進助成事業費補助金の創設など、木材需要を高める方策を行っていますが、引き続き、林業の振興に向けた対応を図ってまいります。

2つ目の御質問が、第三セクターによる農林産物加工所整備についての御質問であります。この点につきまして、現在、JAにじ、久留米普及指導センター、市の農林・商工観光課の3者により、農業生産法人等の組織化について協議を行っているところであります。具体的な事業内

容としては、新規就農者の育成支援、中山間地等の農作業受委託事業、農業人材センター事業、生産法人としての営農事業、生産法人としての営農活動等の検討を行っているところであります。そして、営農活動の中に加工部門を位置づけ、農作物の加工等も実施できればと考えております。現状では、まだまだ検討の途中であります。具体化に向けて検討を深く進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） 農林業は基幹産業でございますけれども、農家の所得が上がってこない、やっぱり税金もふえてこない。所得が上がらないと税金もふえてこないということでございますので、しっかりこの辺。

この間、農家の人の経営状況ということで、いろんな話を伺いました、専業農家の方でございます。朝から晩まで本当に真っ黒になって頑張っておられる方でございますけれども、実情を聞いてみますと、やはり機械代、それから、御存じのように消毒肥料代もろもろで、それに伴う収穫時のときで左右されると。借金をして、その収穫のときに借金を返していつてると。実態は、経費と収入を見れば、経費のほうがかかっていると。自分は何しよるかわからんと。しかし、たまに収穫——今、柿がことしは豊作ということで、いいのかなと思ったら単価が安いということで、もう豊作貧乏で何しよるかわらんち、こういう意見もございました。あるときは収穫が、値段がよくて、経費より売り上げのほうが多かったということで、何とかやりくりをしよると。そういう話でございました。実際、家計簿じゃないんですけれども、あれを見せてもらったんですが、本当に厳しい状況だなということを経験したところでございます。売ればいいんですけども、なかなかそうはいきませんので、やはり付加価値をどうつけていくのか、そして販売していくのか。

この第三セクターの加工所の建設ということで、具体的には何もないんですけれども、例えば柿、今、柿畑に行ってみますと、もうかなり不良品といいましょうか、端っこのほうにどこでも積んでおります、出せないのをですね。何かそういったものでも加工すれば食べられるような——例えば一時期、柿ワインとか、どこかに委託してつくらせてましたよね。これがどうなったのか。本当は、そういう柿ワイン工場みたいなのをもう第三セクターで本当は、それがいいのであれば建てるべきじゃないかなというふうに思っております。

と同時に、例えば柿もどういう加工品にしたらいいかということで、さまざまな今まだ研究がなされております。しかし、なかなか、チップ、ジャム、柿酢、いろいろ研究されてつくっておりますけれども、それが本当、一部だけにとどまっているというところもございまして、どうか大学の研究機関とかで、どういった加工品ができるのか、そういうのを大体研究して、無駄のないような何か商品が生まれればいいかなというふうなふうに思っております。ですから、ぜひ

——何か捨ててみると、もったいない、ちょっと虫が食うちょるともう横に外してますので、何かもったいないなという気がいたしておりますので、その辺の、ぜひ研究も進めて、何か商品を生み出していきたいなというふうに思っております。

と同時に、やはりブランド化ですね、この間、杷木の「志波柿」——バサロ市ですね、あちらのほうがりにも、ガードマンが出て——駐車場にガードマンが出て、もう車が列を並んでるわけですね。駐車場に入るために。すごいなと思って、それで裏からちょっと入っていったんですけれども、もう柿が山積みされているわけですね。これがもう夕方にはなくなりますと言っておりました。やっぱり「志波柿」という、杷木のほうも「志波柿」として販売しておりますけれども、やっぱりブランド化でこんなに売れ方が違うんだなと。しかし、おいしいのは、うきはの柿のほうがおいしいと言う方もおられます。これは科学的根拠で言っているわけじゃない、自分の舌で言っているのかもしれませんが、こういう何か科学的根拠を使って、そして、やっぱりうきはの柿はおいしいんだぞと。うきはというブランド化、これを1つはつくっていかねばならないだろうというふうに思っておりますので、その辺もぜひ頑張りたいと思います。

それから、4番目、機構改革と事務事業の見直しについてでございます。

これは、やっぱり基準財政収入額がふえなければ、この基準財政需要額を抑えていかなければならないだろうというふうに思っております。その中で、扶助費とかありますけれども、こういう法的な根拠に基づいて支出をいたしておりますので、なかなか削減できないというところもございまして。そうすると、やはり市役所の職員を削減するしかないというふうに思っております。その中で、今のまま——今もずっと職員の削減は取り組んでおりますけれども、もっと市役所の機構改革をして管理職を減らす。人件費を減らす。そして、職員一人一人の事務事業の見直し、そして、縦割り行政の弊害をなくして職員の削減に努めるべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 機構改革と事務事業の見直しについて、機構改革、事務事業の見直しによる職員の削減に努めるべきとの御提案でございますが、私は九州北部豪雨災害の発生直後に市長に就任したこともあり、就任以降これまで、災害からの復旧・復興に対して全力で取り組んでまいりました。

組織体制としましては、平成25年度の当初より災害対策推進室を設置し、取り組んでいるところでございますが、災害復旧を担当する技術関係の職員が不足していることもあり、現在も福岡県4名、北九州市2名、福岡市1名の計7名の職員派遣の御協力をいただきながら、合計20名体制で復旧に当たっているところであります。

提案理由説明の冒頭でも申し上げましたとおり、おかげさまで補助災害につきましては今年度内の完了、単独事業の災害復旧事業におきましても現在約7割の進捗となっており、できる限りの早期復旧に向けて全力で取り組んでいるところであります。

このような状況を踏まえ、これまで大きく機構を扱うことは避け、災害からの復旧・復興を優先してまいりました。しかしながら、災害復旧が一段落する予定の平成27年度については、全体を見直し、必要な組織改革について取り組んでまいりたいと考えております。

職員の配置については、これまでも市民のニーズ、国・県の施策等を踏まえ、限られた人員人材の中で、適材適所を基本としながら対応してまいりました。来年度に向けては、市民のニーズ及び地方創生を初めとする国の施策や、うきは市の現状を踏まえて、事務事業の見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、機構改革を検討してまいります。

ただし、人員配置を検討する際には、厳しい市の財政状況を勘案することも求められます。機構改革においても、最小限の予算で最大限の成果を出せるよう、常に留意していくことが重要であるとと考えております。

機構改革を通じて無駄、無理のない組織の構築を行い、住民福祉の向上や地域の活性化につなげるために、まず組織の形をしっかりと固め、その上で横軸を入れて連携を図ることが必要と考えております。そして、魅力あるうきは市、住みたくなるうきは市、さらには持続可能なうきは市に向かって取り組んでいくことができるように、機構の構築、人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） これだけでちょっと1時間かかるかなと思うぐらいの内容でございますので、またこれはいつかゆっくりさせていただきたいと思っております。

まずは、市民の方に聞けば、やっぱり職員が多過ぎると、そういう意見がよく聞かれます。その中で、何の根拠で——僕たちも多過ぎると言われて、その根拠を示すことができないということから、やっぱり一人一人の事務事業の見直し、それをぜひやっていただきたい。そういう見直し機関がございますので、そこを入れて一人一人の事務事業を見直していただきたい。本当にそれを、一人一人の事務事業を見直した結果、やはりこれだけの職員は最低限必要ですよと、そういう根拠が必要じゃなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひ、この一人一人の事務事業の見直し、これをやっていただきたいと思っておりますが、ちょっとこれだけ答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 一人一人の事務事業の見直しをやってほしいということですが、先ほどから答弁させていただいておりますように、今、最小の予算で最大限の成果を出せるよう

に、機構改革に取り組んでいく中でしっかり対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 時間の関係で6分。

5番の下水道事業についてお伺いをいたします。

（1）償還計画の見直しが必要ではないかと。

最初、下水道事業を始める前に、接続率80%で償還計画をつくっておりました。しかし、10年ぐらいたって接続率が六十数%ですか、今後80%まではいかないだろうと。そういう中で、償還計画の見直しが必要ではないかというふうに思っておりますけれども、どのくらい償還が当初の計画より長くなるのか、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

それから、（2）の、浮羽町と吉井町では処理施設の委託料に差がありますが、これが同じにできない理由は何か。

それと、（3）私道のため接続できない件数は何件あるのか。また、市役所が地上権設定するための同意書をもらうべきと思うが、できない理由は何か。

（4）旅館など大型施設については、接続の優遇措置、接続してからの使用料の優遇措置も必要と思うが、これはもう前から意見が出されておりますので検討されたと思いますから、その検討の結果はどうなっておるかをお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 下水道事業について4点の御質問をいただきました。

1点目が、償還計画の見直しについての御質問であります。下水道事業に係る地方債については、平成4年度から平成25年度までの間に75件の借入れを行い、平成25年度末現在額が118億7,862万円になります。これらの資金の借入先は、財政融資資金、地方公共団体金融機構などですが、平成4年から5年度の借入金当時の金利は4%以上と、現在の金利1.4%の3倍近いものであることから、繰上償還等について検討すべきことは十分承知しております。

一方で、下水道事業は独立採算の原則に基づき、一般会計とは別に、独立した下水道事業特別会計を設けて事業を行っておりますが、財源不足を補うため、毎年度、一般会計から繰り入れをしている状況であります。このため、地方債の繰上償還は、原資がないことから現実的には難しいというのが現状であります。しかしながら、議員御指摘のとおり、経費節減の取り組みは重要な課題でもありますので、現行制度の中で可能な方法について検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問が、浮羽処理区と吉井処理区について、処理施設の委託料に差があるという御質問でございますが、処理施設に係る委託料の内訳としましては、施設の維持管理、処理場内の

樹木の管理、水質分析検査、マンホールポンプの点検などがあり、これ以外にも別途契約として汚泥の脱水作業や運搬業務を委託しております。当然ながら、浮羽処理区と吉井処理区とは、施設の規模、流入水量、汚泥の発生量、マンホールポンプの数や位置などに違いがあります。また、それぞれの委託業者においても、企業努力により、それぞれに経費削減の努力をいただいております。さらには、年度当初の業務委託契約の際にも、さまざまな観点から委託内容や業務単価の精査を実施しているところです。このような状況のもとで委託料は決まっておりますので、両処理区の間では委託料に差が出るにつきましては御理解をいただきたいと思っております。

3点目が、私道に係る下水道接続についての御質問であります。下水道管布設工事につきましては、原則として、私道や私有地であれば個人が自費で工事をしていただくこととしておりますが、うきは市下水道私道布設取扱要綱の規定により、一定の要件を満たした私道については、市が下水道を布設することができるように定めております。

この具体的な要件につきましては4点ほどありまして、1点目が、不特定多数の人の交通の用に供され、その利用に何ら制限のない私道で、その区域が明確であり分筆されていること。2つ目に、幅員が1.8メートル以上で、両端が公道に接しているか、一端が公道に接し、延長が10メートル以上であること。3点目が、私道の土地所有者全員が下水道の布設を承諾していること。4点目に、私道に面する住宅等が2戸以上あり、下水道の布設後、速やかに排水設備を設置すること等となっております。

議員から、私道のため接続できないケースについて、市全体の件数についてお尋ねいただきましたが、その状況を把握することは難しく、残念ながら把握できておりません。また、下水道の管渠工事をする全ての沿線について、全ての私道の状況を把握することは物理的に困難であり、また、市がその権利関係などを調整することは、個人の財産に対し、下水道という公共施設を構築するという仕組みの上の観点からも大変難しいと考えております。当然のことながら、権利関係の調整が整った上で申請があれば対応させていただいているところでありますが、先ほど申し上げましたように、市が地上権設定のための同意書をとることなども、個人財産の権利関係に立ち入ることとなるため難しいと考えております。

最後の御質問が、旅館などの大型施設への使用料等の優遇措置についての御質問であります。近隣自治体の公衆浴場や旅館などの温泉水に係る下水道使用料を調査しましたところ、ある市では、軽減の使用料体系は設定されているものの、軽減の対象となる水の種類については制限がございます。例えば調理用、トイレ、手洗いなどの施設内の雑排水は、一般的な業務用の料金体系で賦課されており、泉源から浴場に配管されている部分だけが軽減の対象となります。また、温泉水の温度を下げるために浴場に伸びている水の配管については、井戸や上水からの配管に設置するメーターとは別に専用の小メーターを設置して、調理用などの水との区別ができれば軽減の

対象となりますが、それができなければ一般用の料金が適用されます。

このように、温泉水を使用する施設については、料金の考え方が複雑でありますし、現存施設の改造を伴う可能性も出てまいります。また、温泉施設以外でも、水を大量に使用する業態の施設が存在することも考慮すると、どこまでの範囲の汚水をどのような体系で使用料にするのか、慎重に検討する必要があります。今後とも、他の自治体の料金体系や施設の実情を調査しながら、業種間での不公平が発生しない、よりよい料金体制の整備を目指して検討してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） はい、以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、11番、榎川正男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩します。3時35分より再開します。

午後3時17分休憩

午後3時34分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 5番の佐藤湛陽でございます。議長より許可を得ましたので、質問させていただきます。

新市建設計画を読ませていただきましたが、その中で、合併の必要性、計画作成の方針、新市の概要、主要指標の見通し、新市建設の基本方針、新市の施策、新市における県事業の推進、公共施設の適正配置と整備、財政計画等が掲げてありましたが、計画期間が平成17年度から31年度までの15年間となっており、残りが5年しかありません。その5年間で計画の実施が実現しますよう、絵に描いた餅になりませんよう、さらなる努力をお願いしたいと思います。

そこで、質問に入らせていただきます。

1、JR「ななつ星」のうきは駅停車について。

(1) JR「ななつ星」が来年3月より、うきは駅に10分間停車することが決まったようだが、現在、何か受け入れ策を考えているのか。

(2) 来年3月というのは、余り時間もないので観光案内板のリニューアルも急いだほうがよいのではないかと。

(3) 見学のお客さんもふえると予想されるので、うきは駅の寄りつき及び駐車場の確保等が急務と思われるが。

(4) J R九州への働きかけ、交渉の進捗状況はどうなっているか。

以上、4点をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまのJ R九州「ななつ星」のうきは駅停車について4つの御質問をいただきました。

まず、1点目が、来年3月からのななつ星のうきは駅停車に伴う受け入れについての御質問ですが、佐藤議員御指摘のとおり、来年3月のダイヤ改正で、うきは駅にななつ星が10分程度運転停車することが決まっております。ななつ星の停車は、うきはをPRする、よい機会にしたいと考えており、どのように歓迎をしていくか関係団体と検討を行っているところであります。

3月のダイヤ改正にあわせて、うきは駅を管理委託駅にするとの話がJ R九州よりあっております。管理委託駅とは、J R九州が切符の販売、收受や駅舎清掃等の管理を任意の団体等に委託をするものであります。近隣では田主丸駅が管理委託駅になっており、久留米コンベンション国際交流協会が受託し、管理を行っております。

うきは駅の管理委託に当たっては、J R九州との協議で、仮にうきは市観光協会が管理を受託することになれば、ななつ星の歓迎を初め、観光客の対応、情報発信など多様な活用が可能になるものと考えており、現在、受託に向けて観光協会と協議を行っているところであります。

2点目の御質問が、観光案内板のリニューアル化についてでございます。

現在、うきは駅には観光協会が設置した観光案内板がございます。合併前に設置されたもので、掲示の内容も現状と合わなくなり、老朽化が進んでおります。景観上からも何らかの対応が必要ということで、平成27年度の当初予算にリニューアルのための経費を計上するところで準備を進めているところであります。3月議会で予算の承認をいただきましたならば、新年度早々にリニューアル化に取りかかる予定でございます。

3点目が、見学者の増加に対応した、うきは駅の駐車場の確保についての御質問ですが、8月12日のななつ星歓迎イベントでは、うきは駅に700名を超える市民の方にお出迎えをいただいたように、ななつ星の人気は高く、3月のダイヤ改正でななつ星が運転停車することになれば、多くの方がうきは駅を訪れることになるかと想定されます。駅に多くの見学者が訪れるということで、路上駐車等が発生しないよう、十分な安全対策が必要であると考えているところでありますが、まずは駅に隣接する市の駐車場を最大限活用しながら状況を見ていきたいと、このように考えております。

4点目が、J R九州への働きかけ、交渉の進捗状況についての御質問ですが、うきはの特産品や商工製品などをななつ星で使ってもらい働きかけについては、J R九州への要望活動な

ど、あらゆる機会を活用して行っているところでもあります。先月はJ R九州本社で、うきは産オリーブオイルのPRも行ってきたところでもあります。この中で、うきは産フルーツについては高く評価をいただいております、ぜひとも、ななつ星の車内で提供してもらえよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 田主丸の例を挙げましたけど、管理委託駅ということで考えているということでございますが、ぜひ関係団体や市民と皆さんと一緒に考えてもらうようお願いしたいと思います。

2番の件ですが、リニューアル看板の件でございますが、これも関係機関と調整を行いながら、早く進めてもらいたいと思うわけでございます。

それと、3番の件ですが、まずはやっぱり安全対策ということを十分に配慮しながら、早急にこの点も考えていただきたいと思うわけでございます。

それと、4点目でございますが、駅はやっぱり、うきは市を訪れる玄関であり、それだけに駅の印象は重要なものですから、ぜひ駅のことについても考えていただきたいと思うわけでございますが、以上、4点につきましてお願いしたわけでございますが、市長の答弁をさらに再確認の上でお願いしたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ななつ星は、御案内のように、なかなか乗りたくても乗れないような高い乗車申込数を誇っているところでもあります。そういうななつ星がうきは駅に停車をしてくれるわけでございますので、今の4点も含めまして、ぜひ、この10分間を、いかにうきはをPRするか、あるいは、これを機会に車内のうきは特産を、例えば農作物だけではなくて、先ほど答弁しましたように、商工業製品についてもかなりの売り込みをやってますので、ぜひ、ななつ星の車内に使用していただくように、強力にまた働きかけをしてまいりたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 質問の2、政府観光局は10月19日に、ことし1月から10月に日本を訪れた外国人旅行者の推計が1,100万9,000人だったと発表がされました。年間の訪日客数が過去最高に至った昨年の1,036万3,904人を既に超え、通年では1,300万人前後となる見込み、10月は128万1,700人で月間過去最高だったということですが、そこで、質問に入らせていただきます。

インバウンド観光について、9月議会の市長答弁の中で、地理的にもアジアからの玄関口となる福岡空港、博多港から近いうきはは、外国人観光客の誘致についても可能性があるということだが、その意味からも、今後、筑後川温泉、吉井温泉とともに連携を密にして、各温泉地の環境

整備に力を入れるべきではないでしょうか。回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまインバウンド観光、つまり外国人の訪日旅行の誘致について、外国人観光客の誘致に伴う、筑後川温泉と吉井温泉の環境整備についての御質問をいただきました。

外国人観光客の誘客については、9月議会においても積極的な対応が必要と答弁をしたところでありますが、うきはブランド推進係において8月に韓国釜山の旅行会社を訪問し、うきは市のPRを行っており、ことしから、県観光連盟が行う東南アジア方面の観光プロモーションのPR資料に、うきは市の紹介を掲載してもらっております。

また、先日はタイの旅行会社の担当者を招き、白壁通りの散策や柿狩りを体験してもらい、旅行商品にうきは市を入れてもらうよう働きかけを行うなど、多様な機会を活用して外国人観光客の誘客を積極的に行っているところであります。

先月開催された市内観光農園が集まった会議では、最近ではアジアからのお客さんが急にふえてきたと、参加者からの報告があったと聞いております。少しずつではありますが、確実に成果が上がってきているものと思います。

さて、外国の旅行者にとって、温泉は人気の高い観光スポットとなっており、温泉が豊富な九州には、温泉目当てに多くの外国人観光客が訪れております。筑後川温泉、吉井温泉は、九州の玄関口となる福岡空港、博多港に近く、外国人観光客にも気軽に訪れることができる位置にありますので、その対応はしっかりやっていきたいと、このように思っております。

現在、地域おこし協力隊員が外国人対応の相談窓口となり、受け入れ体制の強化を図っており、道の駅うきはの観光案内所でも簡易な外国語の対応ができるよう、準備を進めているところであります。今後は温泉周辺を初め、JRの駅など、外国人観光客が立ち寄る施設に外国語表記の案内板等の設置を進めていき、外国人観光客の受け入れ体制の強化を図っていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 9月の議会の答弁の中で、副市長の答弁の中に、筑後川温泉整備計画を今年度いっぱい、形あるものにしていきたいと回答をいただきましたが、ぜひ計画の実行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 筑後川温泉の前に、やはり議員御指摘のように、外国人の誘致というのは非常に重要だと、このように認識しております。

以前も答弁させていただいたと思うんですけども、観光庁の発表によりますと、仮にうきは

市で定住人口が1人減少した場合、それだけ域内の年間消費額というのが減少して経済が衰退してくるわけなんです、それを観光客——日帰りの観光客が1年間に79人うきはに訪れれば、とにかく1人人口減少をカバーできると——年間消費額をカバーできると、こういうことを観光庁が発表しております。これが宿泊客であるならば、24人でカバーできる。そしてまた、外国人の旅行客であれば、年間7人を誘致すれば1人の人口減少をカバーできると、こういう報告もなされておりますので、この宿泊の滞在型の観光であったり、外国人誘致というのは非常に重要だと、このように認識をしております。

そういう中において、筑後川温泉、吉井温泉をどう地域資源としてPRをして、誘客していくかというのは大きな視点でありますので、ぜひ——9月の議会で答弁をさせていただいてますように、年度内には筑後川温泉の整備計画、しっかり策定をして整備の促進に当たっていきたくと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 先ほど、情報発信には英語のみでなく、やっぱり中国、フランス語、いろいろな外国語を発信していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。ここの中へ、議事録の中に英語のみち書いとったです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、道の駅、あるいはJRの駅とか主だった施設に、ぜひ外国語表示をとということで答弁させていただきましたが、とりあえず英語のほうから取り組んでいきたいと思っております。そして、いろいろ東南アジアからのお客さんもお見えになってきてますので、状況を見ながら外国語の表示の範囲をちょっと広めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 誘客に向けた旅行商品の造成に対して働きかけを行っておりますということでございますが、この旅行商品の造成はどんな商品でしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そのことに関しましては、副市長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御質問がありました観光商品の造成という用語なんですけども、これは旅行業界の独特の言い回しでございます。造成といいますと、どうも土木工事というような感じがするんですが、いわゆる観光ツアーのコース等、それを企画整備して、そして、よく旅行会社のパンフレットに何とかツアーという形で、パック旅行のような形で販売されておりますけども、そういうものをつくり上げていくことを造成というふうに申しているということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） どうもありがとうございました。

次、質問3です。

新市建設計画の中で、新市の基本目標の中に「訪れる人がまた来たくなる交流のまちづくり」と掲げてありますが、新市に暮らす私たちは「地域内外からの交流基盤となる交通網、情報網を充実させていくとともに、美しい町並みの整備やグリーンツーリズムの取り組みを一層推進します。広域から多くの人を呼び込み、自然との触れ合いを通じて人と人とが交流し、訪れた人がまた来たくなる魅力あふれる空間を新市全域で形成していきます」と記載してあります。

そこで、質問に入らせていただきます。

3、魅力あるまちづくりについて、「住んでよし、訪れてよしの魅力あるまちづくり」に、どのような取り組みを考えているのか、考えをお聞きかせください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 魅力あるまちづくりについて、「住んでよし、訪れてよしの魅力あるまちづくり」について御質問をいただきました。

現在、国のほうでは地方創生に関する議論が活発に行われており、今後、地域の活性化に向けた、さまざまな動きが出てくるものと考えられます。うきは市においても、移住・定住促進、観光振興、地域の活性化など、地域の個性を生かした交流連携の魅力あるまちづくり、その施策の充実を図っているところであります。

先日の新聞報道によりますと、都市部住民の約4割は移住してもいいという調査結果が出ておりました。このことは、地方、まさにうきは市にとっては夢が膨らむ調査結果と言えます。福岡都市圏や福岡空港からのアクセス条件に恵まれたうきは市は、東京、大阪などの遠隔地との連携も図ることが可能な条件にあると言えます。

都市部とうきは市との連携にかかわる具体的な取り組みの1つが、議会冒頭の諸報告で申しました、うきは市「デュアルライフ推進大使」任命制度の導入であります。うきは市内と市外に居住拠点を持ち、週末や休日をうきは市で暮らしていただくことは、観光と定住の中間に位置するもので、将来、市民として移住してもらえるチャンスを広めることにつながります。今回の制度を活用し、うきは市での居住魅力を十分に周知してもらうことで、多様な視点での「住んでよし」のPRが促進できるものと確信しております。あわせて、仕事、子育て、福祉の充実が移住者を呼び込む上でも重要であります。国の「まち・ひと・しごと創生本部」の動向にも注目しつつ、的確な施策を打ち出したいと思っております。

「訪れてよし」の魅力づくりについては、主に、観光振興等における来訪者と住民との触れ合

い、そして、つながりが重要であります。人口減少が進む中、そのカーブを少しでも下支えし、人口減少による域内経済をカバーするには、交流人口増加が最も効果のある施策となります。うきはのブランド化、さらには、うきは市全体のブランド化も念頭に、フルーツ狩り、町並み散策や温泉観光に加え、今後は住民とのつながりを持つことができる機会を創出することが必要と考えられます。このためには、市観光協会等を含めたオールうきはの体制で、市民全員が誇りを持ってうきは市を案内できるよう、意識啓発も含めた対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 先ほどから言いますように、人口が減少している中で定住人口をふやす、そうするためには、やっぱり交流人口をふやすことで、この魅力あるまちづくりについて、しっかり取り組んでもらいたいと思うわけでございます。いかがですか。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市を持続可能な地域社会とするためには、やっぱり人が全てであります。このうきはの地に若い人が住んでいただいて市が発展をする、こういう取り組みが一番重要であります。

最終的には定住人口が大きな課題になるんですけども、その定住人口に至る前の交流人口をふやすという視点で、観光振興であったり、あるいは今回、制度で挙げましたデュアルライフの推進大使については、交流と定住の中間に位置するような、どちらかというとも都会の方が——いや、いきなりうきはで住むには、ちょっといろんなリスクもあるということから、お試し居住というような含みもありまして、都市とうきは市とを年間通じて足しげく往来するような、そういうデュアルライフの提唱を今後進めることによって、交流人口、それをまた定住人口につなげる、そういう流れでしっかりしたまちづくりを進めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次、新市建設計画の中に、公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらに財政事情等を考慮しながら、逐次検討、整備していくということを基本としますと書いております。

そこで、質問に入らせていただきます。

公共施設の有効活用についての答申について、9月26日、行政改革推進委員会より答申書の提出があったようだが、それを受けて、市では公共施設の有効活用につき、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 公共施設の有効活用についての答申について、うきは市行政改革推進委員会の答申を踏まえた公共施設の有効利用の考えについての御質問であります。うきは市行政改革推進委員会に公共施設の有効活用について諮問を行い、本年9月26日付で答申をいただいたところであります。

その中で、答申書に添えられた意見として、1点目が、全体的な公共施設の整備計画を早期に策定し、それに基づいた中長期的な施設整備を行うこと。2点目が、答申について最大限尊重し、整備計画を市政に反映させること。3点目が、整備計画の策定推進に当たり、責任と権限を持った組織体制を設置し、財源計画に基づいて実施すること。4点目が、計画の策定等に当たっては、将来的なまちづくり計画に資するよう、職員一人一人の意識改革及び情報共有に努めること。5点目が、統廃合の実施については関係者の理解を得ること。このほかにも、施設の統廃合方針等、具体的な御提言をいただいたところであります。

一方、国においても、6月の一般質問でお答えしましたとおり、本年4月22日付で総務省より、公共施設等総合管理計画について平成28年度までに策定するよう、県を通じて要請がなされております。

本市としても、うきは市行政改革推進委員会の答申を受けて、公共施設等総合管理計画について今後の取り組み方針の協議を行い、公共施設の有効利用を盛り込んだ計画の策定に向けて動き始めているところであります。今後は答申の内容をできる限り計画に反映させ、より実効性の高い公共施設等総合管理計画を策定して、当該計画に基づきながら公共施設の適正な管理に努めてまいります。

なお、一部の施設、例えば老人憩の家、ちかぜ等でございますが、これは答申の内容のとおり、今議会において施設を廃止するための条例案を上程させていただいておりますので、慎重に御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 答申書の内容を若干言われましたけど、この答申書は公開されないのかどうか伺いたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの答申書は公開できないのかという御指摘がありました。

これについては、後ほどお配りをさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） ありがとうございます。

それで、先ほどの行政改革推進委員会の答申書をできるだけ尊重していただきたいと思うわけ

でございますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいたんですけども、今後とも答申の内容をできる限り計画に反映すべく、公共施設等の総合管理計画を策定してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） よろしく申し上げます。

次、11月7日の全員協議会の折、教育長が地教行法第27条にのっとり報告書を提出され、これに対する質問はと問われましたが、そのときは全部に目を通すことができませんでした。今回この場をおかりしまして質問させていただきます。

まず、教師の最大の本務といえば、生徒に勉強を教えることだと私は理解しておりますが、実際、教育現場において、いじめ、不登校、授業妨害等、多くの問題事項があり、それらにより、生徒指導及び放課後の部活動指導、また、教育委員会等への書類作成等でなかなか思うように本務が遂行できない状態が現状だと思われませんが、学校の本務とする授業を円滑に行うための方策はどのように考えてありますか。

また、うきは市教育振興基本計画の中で、うきは市教育の現状と課題というところで、学力に関しては、小学校では平成24年度の状況として県平均を下回り、中学校においても県平均を下回っている状況です。また、不登校に関しても、全国平均に比べて多いと結果が出ているようです。いじめに関しても、小学校で3件の報告がなされているようです。不登校やいじめを生まない教育活動の充実と早期発見、早期対応に向けた校内体制の機能化が掲げられております。

そこで、教員が専門職として教育活動に専念できるように、例えば、教員と事務職員との役割分担を見直し、改善することや、心理や福祉等の多様な専門性や経験を有するスタッフの学校への配置等により、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体の総合力を一層高めていくために、学校教育での教師の本務と学力向上について質問させていただきます。

- 1、児童・生徒の生活指導と部活指導の実態はどうか。
- 2、教育委員会、その報告等、学校の事務負担増についてどのように考えてあるのか。
- 3、退職教員等の活用はどのように考えてあるのか。
- 4、学校における講師の割合はどうなっているのか。

また、先生方もあらゆる研修を受けられて、みずから教育における専門職としての力量を高められ、保護者の負託に応えられるよう進めておられていると思いますが、やはり特に初めての学校に上がる小学校1年生の担任というものは、子供たちのこれから先の学校生活、特に学業に対

しても重要なポジションだと思われます。その分、先生の負担も大きいものだと思います。よって、新任教員では、生徒にとっても先生にとっても負担が大き過ぎるのではないかと思われます。

そこで、5、新任教員の学年担当はどのように決定されているでしょうか。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育での教師の本務と学力向上についてでございます。

1点目の、児童・生徒の生活指導の実態の御質問でございますが、児童・生徒の起こす問題行動は、万引き、自転車窃盗、喫煙、自転車マナー違反、頭髮の着色、脱色、深夜徘徊、不純異性交遊等があります。それらの問題が生じたとき、学校は学年部を中心に、担任、生徒指導担当、補導教員が指導しています。問題によっては、保護者を含めた教育相談という形で指導しています。1回の指導で立ち直る生徒もいますが、何度も指導を繰り返さなければならない生徒もいます。本来、家庭ですべき指導がなされておらず、地域からの学校へのクレームもあります。学校現場での生徒指導の割合は多くなっており、今後は、関係機関——警察署、児童相談所、家庭裁判所、社会福祉協議会などとの連携なしには生徒指導はできないと考えております。

次に、部活指導の実態ですが、90%以上の生徒が部活動に参加しています。教職員は部活動の顧問として部活動指導に携わっており、顧問も生徒も何とか結果を出そうと努力をしていますが、結果がいつもよいわけではありません。保護者の期待もあり、顧問の指導に対して問題が生じることもありますが、そういう場合には、部活動保護者会等を開いて、顧問と保護者が話し合うようにしています。また、今後の部活動指導の課題としては、生徒数減少に伴い、部活数の削減等の見直しが必要な時期に来ていると考えております。

2点目の、学校の事務負担増の質問ですが、近年、県からの調査報告依頼がふえているのは事実であり、このことは、うきは市だけではなく、どこの市町村でも同じです。福岡県教育委員会へは教育事務所へ、教育事務所は市町村教育委員会へ調査報告の取りまとめを依頼し、市町村教育委員会は小・中学校に依頼するシステムになっています。また、県議会からの質問に対して、緊急に調査依頼がある場合もあり、昨年の市教委から県教委への文書発刊番号は1,000号を超えています。

今年度は教職員の不祥事が相次いだこともあり、調査報告が例年よりふえています。例えば福岡県が昨年より行っている、小学校でのふくおか学力向上Webシステムでの試験採点でも、クラス全員の採点をして登録する業務がふえ、担任教諭の負担増になっています。

うきは市教育委員会では、平成23年のパソコン入れかえ時に、教育ソフトとして校務支援システムを導入し、児童・生徒の出席簿、通知表、生徒指導要録等の作成について教諭の事務の簡

素化を図りました。デジタル教材も導入し、教員のプリント問題作成の手間を省いています。教育委員会提出の文書についても、メールによる提出及び文書のかがみの作成省略を実施しております。うきは市教育委員会としても、事務軽減に今後とも努力していきましますし、福岡県教育委員会に対しても、報告文書削減などについて要望を行ってまいります。

3点目の、退職教員等の活用についてですが、今年度は、うきは市立小・中学校を定年退職された4名の教職員が、福岡県の再雇用制度を利用して働いています。また、市教育センターに3名の退職校長を嘱託職員として雇用し、教職員の研修等を担当していただいています。今後とも適材適所で配置をしていきます。

4点目の、講師の割合についてですが、今年度の講師数は34名です。割合でいきますと、16.9%になります。内訳として、小学校16.4%、中学校18.0%です。昨年度の講師数は23名です。割合にして11.0%でした。内訳として、小学校11.4%、中学校10%です。講師の割合が本年度増加した要因の1つとして、福岡県での昨年度末の勸奨退職が多数になりまして、正規職員での補充ができなかったことが挙げられます。

5点目の、新任教員の学年担当の決定についてですが、学年担当の決定につきましては、校長が学校の現状も踏まえ、職員構成等も十分に勘案しながら本人と面談等を行い、決定いたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 生活指導と部活指導のことについて話されましたけど、本当に部活動の指導の件は、質問しようと思いましたが——本当、部活指導のほうが忙しいため、教材研究など授業の準備や、その他の業務に支障がある。または、競技によって審判の資格取得が求められ、それが重荷になったり、休日の大会の引率等、課題が多い。このような状況を変える手段として、取り組みは何かしてあるのかということで質問しようと思いましたが、先ほど答えがありましたので、ちょっともう取りやめたいと思います。

それと、教育委員会の会議において、いじめの問題ですが、うきは市いじめ防止基本方針を策定、うきは市いじめ問題対策連絡協議会、うきは市いじめ問題対策推進委員会を設置し、市内各小・中学校においても学校いじめ対策委員会等を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に努めることとしたとありますが、総合的かつ効果的とはどういうことなのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘のように、2つの会議、本年度それぞれ、もう既に1回開かせていただいております。また、各学校におきましては、基本方針をホームページにも載せておりますが、学期1回、スクールカウンセラーも入っていただきまして、いじめ問題等の検討を

いたしております。そういったものを受けまして、教育委員会の中で、具体的に起きましたいじめ事案等について協議をして、学校等に対して的確な指示をいたしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 学力向上の実態について、以前は、教育は公平かつ平等でしたが、昨今では学力と家庭の経済力が比例しているとのデータが出ております。そのことについて、どのようにお考えでしょうか。1点目です。

また、中学校に上がると不登校がふえるという実態の中、小・中学校間の段差をなくし、より円滑に進学ができるのではないかとということから、我がうきは市でも小中一貫校を考えてみてはどうでしょうか。御意見をお聞かせください。2点。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 経済と学力のかかわりというのは、全国的ないろんなデータにつきましても一定のことが言われている現状でございます。

今うきは市で行っている取り組みとしましては、うきは市子ども寺子屋というのをやっております、希望する小学生につきましては全員受け入れた形——本年度約105名でございますが、土曜日、年間30回程度の学習を行っているところでございます。また、中学校等におきましては、放課後等に子供たち——希望する子供、あるいは学力をつけてほしい子供を集めまして、保護者と相談の上、補充学習等を積極的に行っております。

2点目の、不登校、あるいは俗に言う中1ギャップ等を解消するために、小中一貫校をつくられてはどうでしょうかという御質問でございます。

近隣を見ますと、東峰村が小中一貫校をつくっております、そういった中で、小・中の児童・生徒が交わる中で、非常に滑らかな円滑ができていているという報告も受けております。そういった近隣の状況等も勘案しながら、今後うきは市内——先ほどから児童数、生徒数の減少等が言われているところでございますので、そういったことも勘案しながら、そういった御意見も参考にして教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 退職教員等の活用はどのように考えてあるかということで、先ほどは適材適所にやるということでございますので、1つ、この点いろんな問題がある中で、経験者ということで、できるだけ適材適所で多くの人材を活用したらいかがでしょうか。もう一度。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 実際、退職しました先生方、先ほど申しましたこと以外に、例えば出産等を伴いまして、先生方が年度途中から休まれる場合の非常勤講師としておいでいただいているケース等もございますし、また、中学校において、部活動の外部指導のボランティアという形

でお入りいただいている退職の先生もいらっしゃいます。そういったことも含めて、活用してまいたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） よろしくをお願いします。

それでは、最後の質問になるかと思いますが、地教行法第17条、第19条、第23条に掲げてあります、教育長、指導主事その他の職員、教育委員会、それぞれの方々の職務遂行をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。最後一言、教育長からの答えをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の点は、来年度から地教行法の改正等もある中で、教育長、しっかり教育行政をやりなさいという励まされようと思います。しっかりやっていきたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） どうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月9日は一般質問終了後、議案質疑を行います。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時22分散会
